

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 項目	番号	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課			
		施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計 画	独 自	目標 (A)	計画当初 時点(B)				R05 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度
1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する																	
(1) 情報収集提供体制の充実																	
① 国、市町村、関係機関、団体と連携し、情報収集及び提供、相互の活用																	
	001	市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	880	880	「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができました。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。								「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができました。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	002	地域自殺実態プロフィール等の情報提供	国が設置する自殺総合対策推進センターが作成する「地域自殺実態プロフィール」を基に、効果的な対策を考察して、市町村へ情報提供することに取り組みます。			市町村、保健福祉事務所・センター等が自殺対策事業を実施する上で、必要な統計分析をはじめ、必要な情報提供を行った。								市町村、保健福祉事務所・センター等が自殺対策事業を実施する上で、必要な統計分析をはじめ、必要な情報提供を行った。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	003	006 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への提供	県警察本部からの情報提供により、自殺の年代、動機等を知ったうえで適切な対応や対策ができるよう、県内で発生した自殺と断定した自殺者数について、正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組みます。			関係行政機関に対し、自殺統計の確定値を情報提供した。								関係行政機関に対し、神奈川県警察で集計した昨年度の県内の自殺者数及び原因・動機に関する自殺統計を情報提供し、自殺対策の施策に貢献した。	統計数値の情報提供であるため、課題になる案件はない。	自殺統計について、引き続き正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組む。	人身安全対策課
(2) 地域に即した調査・分析の推進																	
① 自殺対策に関する統計的研究及び情報提供																	
	004	人口動態統計や自殺統計による自殺者の実態分析	県は、「人口動態統計」「自殺統計」を基に、保健福祉事務所及びセンター、市町村のそれぞれの地域エリアごとに分析して、重層的な実態分析に取り組みます。	880	880	「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができました。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。								「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行い、自殺対策事業に活かすことができました。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	005	市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供【再掲】	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	880	880	「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができました。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。								「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができました。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	006	関係機関、民間団体との連携による情報収集、実態分析	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童虐待に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報収集や統計的な分析を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組みます。			「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析(保健福祉事務所・センター別及び市町村別)を行う事で、未遂者の状況及び自殺者の状況を分析し活用して頂いた。								保健福祉事務所・センターが開催する会議にセンターが提供している統計分析を活用していただく事で、地域の特性や実情に合わせた効果的な自殺対策の取組推進に貢献している。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	007	市町村自殺対策計画の改定支援	市町村が開催する計画に関する協議会等への参加、地域自殺対策担当者会議を開催し情報共有及び研修会の実施、個別の問い合わせや資料の提供等を通して市町村自殺対策計画の改定支援を行います。			策定予定23市町村への計画改定支援を計画に関する協議会等への参加、地域自殺対策担当者会議を開催し情報共有及び研修会の実施、個別の問い合わせや資料の提供等を通して行った。								策定予定23市町村への計画改定支援を計画に関する協議会等への参加、地域自殺対策担当者会議を開催し情報共有及び研修会の実施、個別の問い合わせや資料の提供等を通して行った。	会議で共有する取組表や自殺対策計画に関する状況表を通して、所管城市町村同士で情報共有できるように見せ方を工夫している。	引き続き、取組表等を会議で共有し市町村のニーズに合わせた情報共有を行う。	精神保健福祉センター
2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す																	
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間等の普及啓発の実施																	
① 自殺対策に関する普及啓発																	
	008	自殺予防週間における自殺対策街頭キャンペーン、講演会の実施	県、市町村、民間団体は協力して、自殺予防週間を中心に、街頭キャンペーン及び自殺対策講演会を開催し、県民への普及啓発に取り組みます。			小田原保健福祉事務所及び管轄市町村と共催して自殺対策講演会を実施した。街頭キャンペーンについては、手渡しによるコロナ等の感染対策の観点から中止し、センターでのロービー展示による普及啓発を行った。	毎年度、県内の8保健福祉事務所・センター所管のいずれか1箇所で開催する。	○	毎年1箇所	0箇所	1箇所	1箇所	100%	A	街頭キャンペーンについては、ウイルス感染リスク等を考慮する必要がある。	市町村との共催を呼びかけ、手をあげて頂いた市町村とテーマ等具体的な内容について調整していく。	精神保健福祉センター
	009	リーフレット等を活用した県民への周知	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーン講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。			自殺対策関連リーフレットは、25,500部作成し、県所管城市町村及び保健福祉事務所・センター並びに庁内や関連する民間団体等幅広く配布した。	自殺対策関連リーフレットを作成し講演会等で県民への周知を実施	○	自殺対策関連リーフレットは、25,500部作成しR5年度中に配布し、残数は無くなった。					自殺対策関連リーフレットは、25,500部作成しR5年度中に配布し、残数は無くなった。	物価高の影響を受け、リーフレットの需要増に対応できるかが課題である。	引き続き、リーフレットを作成し、市町村等からの要望に合わせて配布していく。	精神保健福祉センター
	010	自殺対策強化月間におけるCM等の配信	自殺予防週間や自殺対策強化月間において相談窓口をより利用しやすいよう、交通機関等で自殺対策関連のCMを放映する取組みを進めます。			3月の自殺対策強化月間時にごろ横浜店で開催	商業施設のディスプレイ等で普及啓発動画を放映し、県民の自殺対策への理解を深める。	○	1箇所以上	—	1箇所	1箇所	100%	A	啓発動画や配信場所を検討し、効果的な普及啓発活動を検討していく必要がある。	様々な地域の幅広い年代の方々を目にしていただくよう、県内全域で普及啓発活動を実施できるように県として4県市と調整していきたい。	がん・疾病対策課
	011	鉄道会社と連携した鉄道構内等での普及啓発の実施	自殺予防週間を中心に、鉄道会社等の協力により、駅構内ディスプレイにおいて自殺対策関連のCMを放映する等、あらゆる場面で自殺対策への関心と理解を深めることができるように取り組みます。			小田急電鉄の協力を得て、鉄道駅26駅構内の運行ディスプレイにおいて、自殺予防週間のある9月及び自殺対策月間である3月に、当該作成の自殺対策関連のCMを放映した。CM放映実施時期：①令和5年9月1日～9月30日②令和6年3月1日～3月31日	各年度、自殺対策強化月間中に、県民が通勤・通学に利用する鉄道沿線の20以上の駅舎にて、普及啓発動画を放映し、県民の自殺対策への理解を深める。	○	20箇所以上	—	36箇所	20箇所	180%	A	全路線での予算化は困難であるため、鉄道会社からの協力支援が不可欠である。	引き続き、協力を得られるよう、今後も鉄道会社との連携を深めていきたい。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 一項目	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況						課題	次年度の方角性 (令和6年度分)	所管課		
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)		決算額 (千円)	項目	計 画	独 自	目標 (A)	計画当初 時点(B)				R05 (C)	達成目安 (D)
	012	九都県市での自殺対策普及啓発の実施	九都県市による連絡調整会議を通じて、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における共同の取組みを進めます。また、他都県市に対して、県が作成した自殺対策関連のCM素材の活用を呼びかけるなど、広域的な普及啓発の取組みを強化します。			九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を千葉県県がオンラインで開催している、会議内容を踏まえて、九都県市が一斉となり、自治体HPにて普及啓発活動を行った。	各年度、九都県市の自殺対策担当者で各自の取組みや情報を共有し、連携して広域的な自殺対策を行う。	○	毎年九都県市の調整会議を開催	1回	1回	1回	100%	A	引き続き県民の自殺対策への理解を促進できるように、九都県市が協同して意見交換を行う必要がある。	がん・疾病対策課
	013	女性に対する自殺対策に関する相談窓口の周知	定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことで、顧客の健康状態等の変化に気づく可能性がある美容師・美容師と連携し、相談窓口を案内するリーフレットを配布する取組みを実施します。			県美容業生活衛生同業組合、県利用生活衛生同業組合に相談窓口のカードを配布することができた(神奈川県美容組合9月6日 54,600部 神奈川県美容組合9月28日 70960部 合計125,560部)	県美容業生活衛生同業組合、県利用生活衛生同業組合に相談窓口のカードを配布する(2組合合計135,000部/年)	○	配布部数:135,000部/年(2組合合計)	—	125560部	135,000部	93%	B	両組合の協力が不可欠である。	がん・疾病対策課
② 地域における自殺対策に関する普及啓発																
	014	保健福祉事務所・センターにおける講演会の実施	地域における自殺対策の普及啓発として、保健福祉事務所・センターにおいて、自殺対策に関連した講演会や普及啓発活動等の取組みを強化し、地域における普及啓発の推進を図ります。			(鎌倉保健福祉事務所) 「生きるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会(鎌倉市、逗子市、葉山町、鎌倉社会福祉協議会、逗子市社会福祉協議会、葉山町社会福祉協議会)」年間7回開催。自殺対策であることを明記せずに、「生き方、逝き方を問う〜一緒に人の死について考えませんか〜という、生きることをめぐるテーマに、講演会を開催。参加者数84人(会場参加者52名、オンライン32名) 【小田原保健福祉事務所】 自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)に、それぞれ1か月間、小田原合同庁舎1階で普及啓発に係る展示を実施した。 自殺未遂者支援研修会…1回開催、参加者数17 講師とオプザーバーの2名に依頼を行い、参加者と活発な意見交換ができた	(鎌倉保健福祉事務所) 周知の除も、「自殺対策講演会」という言葉を使用せず周知したこともあり、想定を上回る人数の参加があった。参加者アンケートでは「講演会の内容を理解できた」「生きるために今回の講演会は役立ち」が80%以上という回答であった。生きることについて考える貴重な機会となったと考えられ、おおむね順調に進捗したと評価する。	○	講演会を開催	講演会参加者のうち30代以下は全体の5%にとどまった。若者への自殺対策課題と感ずる、すべての世代がアクセスしやすい。周知や実施方法等、工夫が必要になる。					保健福祉事務所・センター	
	015	リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策関連キャンペーン講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。			自殺対策関連リーフレットは、25,500部作成し、県庁管城市町村及び保健福祉事務所・センター並びに庁内や関連する民間団体等幅広く配布した。	自殺対策関連リーフレットを作成し講演会等で県民への周知を実施	○	自殺対策関連リーフレットは、25,500部作成しR5年度中に配布し、残数は無くなった。						物価高の影響を受け、リーフレットの需要増にどこまで対応できるかが課題である。	精神保健福祉センター
	016	生涯学習指導者研修	生涯学習指導者研修の中で、市町村や県の職員を対象に、自尊感情を高める大切な、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くことをテーマに人権教育を実施します。	565	565	生涯学習指導者研修のうち、社会教育担当コースにおいては、市町村の生涯学習・社会教育担当職員等を対象に、放課後子ども教室等推進コースにおいては、県内の放課後子ども教室推進事業に携わる方及び放課後児童健全育成事業に携わる児童指導員等を対象に、人権課題に関する講義や協議を行った。人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。	人権への知識や感覚を身につけるため、市町村や県の職員を対象に、人権教育に係る内容を含めた生涯学習指導者研修を毎年度2回開催する。	○	生涯学習指導者研修を毎年度2回開催	2回	2回	2回	100%	A	市町村や対象者のニーズを踏まえながら研修内容の充実を図るとともに、研修をおいて県と市町村の連携を強化する必要がある。	生涯学習課
	017	教育事務所人権教育研修講座(社会教育関係団体指導者等)	教育事務所人権教育研修講座の中で、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、自尊感情を高める大切な、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くことをテーマに人権教育を実施します。	183	183	4教育事務所、管内PTA役員等社会教育関係団体指導者を対象に、人権課題に関する講義を聞くことにより、家庭や地域における人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。	人権への知識や感覚を身につけるため、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催する。	○	教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催	4回	4回	4回	100%	A	引き続き各教育事務所管内における社会教育関係団体指導者のニーズを踏まえながら、研修内容の充実を図る必要がある。	行政課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 一項目	番号	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					判定	課題	次年度の方角性 (令和6年度分)	所管課						
		施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)					達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				
(2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施																					
① 自分の大切さ、他者の大切さを認める教育への取組み																					
	018	教科指導等における心身の健康づくりの教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達と健康づくり、ストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領において、小学校の保健領域では、「病気の予防」や「けがの防止」、「心の健康」において、心の発達及び不安や悩みへの対処について理解し、簡単な対処をすることを取り上げている。</li> <li>中学校の保健分野では、「心身の機能の発達と心の健康」において、欲求やストレスは、心身に影響を与えることともに、それらに適切に対処することを取り上げている。</li> <li>高等学校の科目保健では、「現代社会と健康」の生活習慣病などの予防と回復、調和のとれた生活の実践や疾病の早期発見、及び社会的な対策の必要性を内容として取り上げている。また、精神疾患の予防と回復では、精神疾患は、認知、情動、講堂などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解するとともに、心身の不調の早期発見と治療や支援の早期の開始によって回復可能性が高まること等について取り上げている。</li> <li>発達段階に応じた「いのちを大切に」の指導や「心のケア」につながる支援、「性」に関する指導を通じた心身の発達と健康の指導が行われる上、令和4年3月に改訂した「性に関する指導の手引き」の活用を促進した。</li> <li>各校における取組や教育実践を支援した。</li> </ul>								児童生徒は、生涯にわたり自他や社会生活における健康・安全についての理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの健康を適切に保持増進し、「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。	各校における取組や教育実践についての支援を継続していく。	保健体育課					
	019	「いのちの授業」の実践	「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、学校・地域・家庭で活用できる教材に指導ガイドを盛り込んだハンドブックを作成し、現在、各学校で展開されている「いのちの授業」のより一層の充実を図ります。	4,452	2,318	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の全ての学校で、学習指導要領に基づき、様々な内容・方法により、子どもたちが「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きることの大切さ、人の思いやり、互いを支え合って生きることの大切さなどを体感する「いのちの授業」の取組を推進した。</li> <li>各学校における様々な実践事例を1,896収集するとともに、「いのちの授業」感賞作文等を12,353作品収集し、大賞などの優秀作品を11作品表彰することで普及啓発を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いのちの授業」ハンドブックがハンドブック概要版リーフレットを活用し、学校・家庭・地域における「いのちの授業」の取組のさらなる充実と普及を図るとともに、「いのちの授業」の広がりを目指す一つの指標とする。</li> </ul>	0	0	0	0	0	0	0	12,353作品	8,000作品	154%	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校では日常的に様々な「いのちの授業」が実践されているが、家庭や地域における様々な取組については、「いのちの授業」としてあまり認識されていない。</li> <li>今後、より一層「いのちの授業」の見え出しを図り、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、更なる推進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いのちの授業」ハンドブック概要版リーフレットを活用しながら、「いのちの授業」の取組を保護者や地域の方に周知すること等を通じて、家庭や地域でも、子どもと大人が「いのち」について考えたり、話し合える機会が増えるよう県PTA協議会等と連携し、取り組んでいく。</li> <li>引き続き、「いのち」のかけがえのなさや、人の思いやり、互いを支え合って生きることの大切さを学ぶ「いのちの授業」のより一層の充実、推進が必要とされる。「いのちの授業」の取組をとおして、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、学校だけでなく家庭や地域にも視野を広げて推進する。</li> </ul>	子ども教育支援課
	020	中学生・高校生に対する「いのちの大切さを学ぶ教室」の推進	県内の中学生・高校生に対し、犯罪被害者等の生の声や犯罪被害者等のおかれた厳しい状況等を伝えることで、被害者等に対する理解と共感を育み、同時に自分や他人の「いのち」の大切さ、加害者になってはいけないという規範意識を醸成する取組みとして、推進を図ります。	1,617	1,326	新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年から中止していたが、令和5年から事業を再開した。	次世代を担う中学生・高校生に犯罪被害者やその家族に置かれている立場、命の大切さについて理解を深めるため、講話授業を実施し、社会全体で犯罪被害者等への思いやりを支える気運を醸成させる。	0	0	0	0	0	0	0	39回	40回	97.5%	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナウイルス感染症拡大のため令和3年から中止していたものを再開したが、急激に回数を増やすことも難しく、教育機関において次年度の学習メニュー等を作成する前に教育機関に対して周知する時期や方法を見直すことが課題と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県教育機関に対し、周知文を出していたが、年度初めの前や長期休暇期間等、周知する時期を見て複数回周知するほか、「いのちの大切さを守る」作文コンクール等について警察庁主催で開催していることから、教室の実施に合わせて広報活動の時期・回数を増やすことを検討する。</li> </ul>	被害者支援室
② 「いのち」を大切にすることを学ぶ教育の実施																					
	021	「いのち」を大切にすることを学ぶ教育推進研究委託事業	県内の小・中学校から4校を推進校に選定し、学校現場において、教科、道徳、特別活動などあらゆる機会を通じて、「いのち」の大切さを学ぶ「いのちの授業」を実践し、ホームページ上に研究事例・研究成果を公表し、県内各学校への周知を図ります。	448	448	「いのちを大切にすることを学ぶ教育」推進研究4校において研修会等、計画的に取組を実施。	4教育事務所管内からそれぞれ小中学校のうち1校(計4校)を「いのちを大切にすることを学ぶ教育」推進校として、「いのち」を大切に、夢や希望、感謝の心をもつて生きることができる子どもの育成に取り組む。	0	0	0	0	0	0	0	4校	4校	100%	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>4教育事務所管内で、それぞれの小・中学校で十分な計画を立て、年間を通して取り組んでいるが、活動の成果等を普及していくことが課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いのちの授業」大賞の応募が増え、認識は広がっている。そこで、次年度も研究校における作文提出を継続し、その場限りの取組ではなく、継続的に意識させる取組として行っていく。また、自殺予防に関する講義などに関連した実践の可能性を検討していく。</li> </ul>	子ども教育支援課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱-中柱-項目	構成施策事業		事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方針性 (令和6年度分)	所管課			
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)			決算額 (千円)	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定
	022	教科指導等における「いのち」と、健康習慣の関連を理解する教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達や生活環境に応じた健康づくり、社会生活に応じたストレス対処及び緊急対応に関する取組みや教育実践を支援します。	0	0	・高等学校学習指導要領の科目保健では、「生涯を通じた健康」の中で、生涯にわたって健康に生きていくためには、生涯の各段階と健康との関わりを踏まえて、思春期、結婚生活、加齢の各段階において、健康、行動、生活などに課題や特徴があること、また労働の形態や環境の変化に伴った健康及び安全の課題がある等を取り上げている。その際に、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることに配慮すること、好成績のやすさを生む男女それぞれの生涯に関わる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度としている。 ・発達段階に応じた「いのちを大切に」指導や「心のケア」につながる支援、性犯罪や性暴力、人権に関する相談機関一覧について、令和4年3月に改定した「性に関する指導の手引き」の活用を促す中で周知した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。	学習指導要領に基づき行われる各校の取組や教育実践について、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。							児童生徒は、生涯にわたり自己や社会生活における健康・安全についての理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの健康を適切に保持増進し、心身の健康づくりを実践する資質や能力を育む必要がある。	各校における取組や教育実践についての支援を継続していく。	保健体育課	
(3) 自殺関連事象や性的マイノリティに関する正しい知識の普及																	
① インターネット・SNS等を利用した情報発信																	
	023	ホームページによる情報発信	「社会の問題」として総合的に取り組むことが必要な自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、県ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や関連情報を積極的に発信します。			【がん・疾病対策課】自殺対策強化月間を中心にホームページの更新を随時行い、最新のデータの情報発信に努めた。 【精神保健福祉センター】自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、9月の予防週間や3月の強化月間などに合わせて、ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や相談窓口等の関連情報を発信した。	【がん・疾病対策課】定期的な情報の更新を行い、サイトを見やすいようにリニューアルしたため。 【精神保健福祉センター】県民に対して神奈川県自らの状況や相談窓口の案内等、自殺対策に関する知識についての普及啓発となった。							【がん・疾病対策課】ポータルサイトの開設をし、見やすいHPを作成し、最新の情報を掲載する。 【精神保健福祉センター】自殺に関する情報をタイムリーに更新することで、県民に自殺の現状についての理解を促すこと、並びに相談窓口等の関連情報を掲載することで、県民が自殺に傾くことがないよう情報発信に努める。		がん・疾病対策課 精神保健福祉センター	
	024	ストレスチェックホームページ「アプリア」の運営	特に、若年者層に対する自殺予防を重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ「スマートファンアプリア」の普及を促進し、若年者層が相談支援窓口の情報を得られるように取り組む。	795	795	鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ等でのアプリ、学生ポータルサイトで周知を行った。	アクセス数 75,000件/年	○	アクセス数 75,000件/年	40,805件	75,000件	54.4%	C	自殺者の減少に向けて、本アプリをより多くの方に利用してもらうため、特に若年者層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、アプリの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会が多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してアプリの周知を実施する。	がん・疾病対策課	
	025	X(旧Twitter)等広告事業	X(旧Twitter)等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が認められた場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行います。	8,173	8,624	X(旧Twitter)等上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が認められた場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数 45,000回/年	○	広告のクリック数 45,000回/年	81559回	45000回	181.2%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることができた。	相談窓口につながりやすくなる気持になるような、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課	
	026	かながわ自殺対策会議ポータルサイト	かながわ自殺対策会議の構成団体が実施する普及啓発、相談事業等についてとりまとめ、一元的に情報発信するポータルサイトの作成、運営をしていく。			ポータルサイト開設に向けて取組みを実施した。								ポータルサイトの校正を検討、ホームページ掲載方法について検討、調整を行った。	定期的に各機関に周知をしていく必要がある。	自殺対策の取組がわかりやすく情報提供できるように、HPのデザイン、情報を更新していく。	がん・疾病対策課
② 性的マイノリティに関する正しい知識の普及																	
	027	性的マイノリティ(LGBT等)交流・研修事業	性的マイノリティ(LGBT等)の当事者の交流事業を実施するとともに、企業担当者や、児童福祉施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	1,131	940	・29歳以下の性的マイノリティ(LGBT等)の当事者及びその家族の交流会を9回実施した。 ・児童福祉施設職員向け研修を2回実施した。 ・企業御帯団体の人事担当者向け研修会をオンラインで1回開催した。 ・講師派遣事業を10回実施した。	・交流会 3会場計12回/年 ・企業向け研修 1回50人/年 ・児童福祉施設職員向け研修 2回160人/年	○	交流会 3会場計12回	9回	12回	75.0%	B	・市や関係機関と連携し、広く周知するよう努める。 【当初計画からの変更点】 ・交流会は、令和3年度から1月1回の開催に年1回計4回実施している。 ・企業向け研修は、令和3年度からオンラインで1回(定員50人)のみ実施している。 ・児童福祉施設職員向け研修は2回のみ開催となっている。		共生推進本部	
	028	性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業	NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。			【共生推進本部】NPO団体と課題解決のために連携・協働してチラシ配発等を行った。 【がん・疾病対策課】相談窓口の周知を図った。								【共生推進本部】県主催イベントの中でチラシを配布すればより効果があったと思われる。情報連携をより密にする必要がある。 【がん・疾病対策課】普及啓発の強化を図る為、今後も精神保健福祉センターや各保険福祉事務所とLGBTへの考え方について情報共有をしていく必要がある。	【共生推進本部】NPO団体と引き継ぎ課題解決のために連携・協働して事業を実施する。 【がん・疾病対策課】今後も関係機関と連携し、LGBTについて幅広く周知していただくには、LGBTの方々から孤立し自殺に追い込まれないよう環境づくりを推進する。	共生推進本部 がん・疾病対策課	
	029	かながわSQI派遣相談	性的マイノリティ(LGBT等)の当事者及びその家族、支援者を対象に、派遣型個別専門相談を実施します。	690	422	・性的マイノリティ派遣型個別専門相談を36件実施した。	相談実施回数 60回/年	○	相談実施回数 60回/年	36回	60回	60.0%	C	・相談を実施する会場の確保を進める必要がある。	・市や関係機関と連携し、広く周知する。また、継続的に使用できる会場を確保し円滑な実施に努める。	共生推進本部	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

大柱・中柱 項目	番号	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課			
		施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計画 単 位	独自 目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率 進 捗 度	判定
(4) うつ病等についての普及啓発の推進																	
① うつ病の知識と理解を進めるためのセミナー・講演会の開催と相談支援																	
	030	うつ病講演会の開催	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。			女性のうつをテーマに、対面で1回開催 参加者:48人	うつ病講演会 年1回実施 50人		○	講演会参加者 50人/年	0人	48人	50人	96.0%	B	県民がうつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、ターゲットも考慮し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。地域のニーズも踏まえて、実施方法や開催場所等について検討し計画する。	精神保健福祉センター
	031	精神保健福祉普及相談事業	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援、訪問支援等に取り組みます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携の強化を図った。 【相談件数】116,141件(延件数) 【訪問】11,683件(延件数)			○	相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。						福祉相談では周知ははかっている。引き続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
② 心のサポーター養成事業の推進																	
	032	心のサポーター養成研修の実施	精神疾患への普及啓発の一環として、うつ病などの心身障害者、その不調に悩む人のサポーターとなる「こころサポーター」を養成すること。このサポーター養成研修を実施します。			令和5年度は住民対象の研修会の他企業や団体などの職域連携先でも開催することができ、797人のこころのサポーターを養成することができた。 県の30年からの養成者数は、国全体の3割を占めている。	養成者数5箇年累計 33,000人		○	養成者数5箇年累計 33,000人	797人	6,600人	12.1%	E	現状の開催数、募集人数では目標値達成は難しい。県、政令市だけでなく、より多くの自治体等で実施していく必要がある。	市町村で実施できるように助言していくとともに、企業等の職域や学生等に周知をし、研修を行っている。	がん・疾病対策課
3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る																	
(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進																	
① 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施																	
	033	大学生向けゲートキーパー養成研修の実施	県内大学等との連携を強化し、大学生や大学教職員に対して、自分や友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応することができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。			保健福祉大及び国際医療福祉大の2校で実施した。専修大からの依頼は川崎市にあるため、川崎市と共催した。	県内の大学に毎年2校以上において、ゲートキーパー養成研修を実施する。		○	毎年度県内大学2校以上においてゲートキーパー養成研修を実施	0校	2校	2校	100.0%	A	開催大学をふやしていきたいが、2校分の予算しかない。大学生へのゲートキーパー養成研修として、より効果的な内容にしていきたいことや、研修の実施先の開拓が求められる。	精神保健福祉センター
(2) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等のに関する資質の向上																	
① かかりつけ医師等への適切なうつ病の患者への対応力向上研修の実施																	
	034	こころのいのちの地域医療支援事業	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を審査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	1,278	1,123	当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講者累計 1,350人(政令市含む)		○	5年間の受講者累計 1,350人(政令市含む)	0人	300人	270人	111.1%	A	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	精神保健福祉センター
(3) 教職員、児童・生徒に対する普及啓発、研修の実施																	
① 教職員等を対象とした自殺対策及びメンタルヘルス対策の推進																	
	035	自殺対策に関する出前講座	小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した時に、生きることを選択できるように、教職員や児童・生徒を対象に、自殺対策やストレス対処法についての知識を深める「出前講座」を実施します。			実施回数14回、参加者数570人、内訳は小学校4回、中学校5回、高等学校2回、中高一貫校1回、教育委員会・その他3回。	開催箇所、累計75箇所での出前講座実施		○	5年間の開催箇所累計 75箇所	0箇所	14箇所	15箇所	93.3%	B	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようにするために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深める必要がある。	精神保健福祉センター
	036	教職員向け研修会への講師派遣	教職員向け研修会等で教職員を対象に、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することができるように、精神保健福祉センターから講師を派遣します。			実施回数2回、参加者数995人。	研修会への講師派遣累計 24回		○	講師派遣5箇年累計12回	0回	2回	2回	100.0%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようにするために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深める必要がある。	精神保健福祉センター
② 児童・生徒の自殺防止のための教職員の資質向上を図る研修の実施																	
	037	県内公立学校への自殺予防の啓発	県内公立学校の教職員を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図ります。			県内公立学校の初任教職員を対象に研修を県として実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図った。令和5年度は公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の979名が受講した。	県内公立学校初任者研修での自殺予防に係る意識啓発の研修受講者数 5箇年累計 4,500名		○	研修受講者5箇年累計 4,500名	0名	979名	900名	108.8%	A	県内公立学校初任者研修での自殺予防に係る研修の内容を年度に合わせて更新し、より新しい情報を提供することで自殺予防に対する意識啓発を図るよう検討していく。	総合教育センター
	038	県内私立学校への自殺予防の啓発	県内私立学校においても、学校保健関係職員を対象とした研修を実施し、自殺予防に関する意識啓発を図ります。			出前講座の周知を行った。また、「こころのサポーター」養成講座について周知を図った。			○	出前講座の依頼あり、開催した学校もある。心のサポーター養成講座については、検討してくれる学校もあったが、開催には至らなかった。						私立学校等関係機関に意見を聞きながら、周知方法について検討していく。	がん・疾病対策課
(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上																	
① 行政担当者等を対象とした自殺対策に関する研修の実施																	
	039	自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。			自殺対策基礎研修1(オンライン開催)103人、自殺対策基礎研修2(オンライン開催)66人 第1回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人、第2回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人、合計108人	自殺対策基礎研修 2回 地域自殺対策担当者研修 2回		○	各研修年2回実施	0回	4回	4回	100.0%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死支援への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 一項目	構成施策事業			事業費		実績	進捗状況					判定	課題	次年度の方針 (令和6年度分)	所管課		
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計画 単 位	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)					達成目安 (D)	進捗率or進 捗度
	040	ゲートキーパー養成研修	市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。			県内全市町村、保健福祉事務所・センター、保健所、精神保健福祉センター、県・関係団体で272回開催することができた。フォローアップ研修も実施できている。	ゲートキーパー養成数5箇年累計 47,500人 参考：平成20年度～令和4年度累計 241,415人	○	ゲートキーパー養成数5箇年累計 47,500人	0人	13,804人	9,500人	145.3%	A	既存の会議等の機会を活用したり、講師依頼に応じて、ゲートキーパー研修を実施している。 各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指す。新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター	
② 地域の人材養成研修の講師を担う指導者養成研修の実施																	
	041	ゲートキーパーフォローアップ研修	ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し、また、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組みます。			県内全市町村、保健福祉事務所・センター、保健所、精神保健福祉センター、県・関係団体で272回開催され、13,804人が養成された。行政職員、3,013人と最も、以下一般住民、教職員、民生委員、消防職員等動画による研修も実施されている。フォローアップ研修は9回、258人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	開催機関数県庁所管30機関の50% (15機関)以上で実施(令和年度時点)	○	5年間で15機関以上実施	0機関	8機関	3機関	266.7%	A	県内全市町村、保健福祉事務所・センター、保健所、精神保健福祉センター、県・関係団体で9回258人養成、開催できなかった所属も多かったが、ゲートキーパー養成数は増えた。	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指す。新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター
③ 職場におけるメンタルヘルス対策として産業保健関係職員に対する研修の実施																	
	042	職域研修会の実施	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。			【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上につながる研修会を実施した。合計：9回 計287人参加	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。 【保健福祉事務所】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上につながる研修会を実施した。	△							職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく事が必要である。 引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター	
(5) 介護支援専門員等の資質の向上																	
① 介護支援専門員への研修の実施																	
	043	介護支援専門員への研修の実施	介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修を実施する。	81,454	54,431	以下の研修を実施した。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ：令和5年5月～令和6年3月(年5回) ・専門研修課程Ⅱ：令和5年4月～令和6年4月(年13回) イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)→専門研修課程Ⅰ参照 ・実務未経験者向け更新研修：令和5年6月～令和6年3月(年5回) ウ 主任介護支援専門員研修：令和5年12月～令和5年2月(年1回) エ 主任介護支援専門員更新研修：令和5年9月～令和6年3月(年2回)	介護保険制度の中で中核的な役割を担う介護支援専門員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ ・専門研修課程Ⅱ イ 更新研修 ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	○	以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 イ 更新研修 ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	年1回以上の開催	1回	1回	100.0%	A	研修内容及び受講者の受講環境の向上を図る必要がある。 引き続き研修を体系的に実施するとともに、研修の内容等の改善を図っていく。	地域福祉課	
② 老人クラブ等への研修や情報提供の実施																	
	044	老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	各地域の老人クラブと連携し、会員が主体となって企画している研修会において、ゲートキーパー養成研修を実施します。			1ブロックで開催(平塚老人クラブ連合会)	全てのブロック(6箇所)老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	○	5年間で6箇所実施する	0箇所	1箇所	1箇所	100.0%	A	高齢者にとってセンシティブなテーマであり、地域の研修会とセットなどニーズがあれば応えていきたい。 各地域老人クラブと連携し、開催する。新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえた対応を取りながら、研修会等の企画の中でゲートキーパー養成研修の働きかけを行いたい。	精神保健福祉センター	
(6) 民生委員・児童委員等への研修の実施																	
① 民生委員・児童委員等への研修や普及啓発の実施																	
	045	民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施	民生委員・児童委員への研修で、委員活動に必要な知識の習得を図るほか、新任研修やテーマ別研修において、自殺対策を含めた精神保健福祉分野の研修を行う。また、研修の機会に、パンフレット配布など、自殺対策に関する情報提供等を行う。	1,688	1,688	以下の研修を実施した。 ・新任研修 R5年12月26日、12月27日(年2回) R6年1月23日、2月28日(年2回) ・リーダー研修 R6年2月7日(年1回)	地域福祉で重要な役割を担っている民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修	○	以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修	年1回以上の開催	1回以上	1回以上	100.0%	A	研修内容について、受講者のアンケート結果を反映し、より一層効果を高めるために検討を要する。 次年度以降も同様に年1回以上研修を実施するとともに、民生委員児童委員活動に必要な知識等を提供する。	地域福祉課	

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 大項目	一項目	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課				
		番号	施策名	内容	予算額 (千円)		決算額 (千円)	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)				R05 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定
(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上																		
① 多重債務相談窓口相談員等への知識、理解の普及啓発																		
	046	生活再建支援相談研修	多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、自治体相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につなげることができる人材を育成するため、研修会を実施します。	36	36	多重債務者と接する機会が多い、県および県内市町村の各種相談窓口担当職員や相談員等向けに、「多重債務の背景と問題解決に必要な法知識及び事例検討」をテーマにWeb研修を実施した。  配信期間：12月11日～2月2日 参加者数：66人	多重債務相談に役立つ研修を年1回以上実施する。		○	研修実施回数 1回/年	1回	1回	1回	100%	A	多重債務は様々な要因(生活困窮、ギャンブル等依存症、ヤミ金など)により起こるものであり、また多重債務が原因で心の問題を抱える場合もあるため、消費生活行政として実施する多重債務者対策研修の在り方を検討、実施していく必要がある。	多重債務者で悩む方からの相談に対応できる人材を育成するため、研修テーマの検討、実施している。	消費生活課
(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上																		
① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発																		
	047	自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きていることへの支援等について研修を実施します。			自殺対策基礎研修1(オンライン開催)103人、自殺対策基礎研修2(オンライン開催)66人 第1回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人、第2回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人、合計108人	自殺対策基礎研修 2回 地域自殺対策担当者研修 2回		○	各研修 年2回実施	0回	4回	4回	100%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状やコロナ禍における自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きていることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。 様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター
(9) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進																		
① 自殺対策従事者へのこころのケアに関する研修の実施																		
	048	自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きていることへの支援等について研修を実施します。			自殺対策基礎研修1(オンライン開催)103人、自殺対策基礎研修2(オンライン開催)66人 第1回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人、第2回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人、合計108人	自殺対策基礎研修 2回 地域自殺対策担当者研修 2回		○	各研修 年2回実施	0回	4回	4回	100%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状やコロナ禍における自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きていることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。 様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター
	049	ゲートキーパー養成研修【再掲】	市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。			県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で272回開催することができた。フォローアップ研修も実施できている。	ゲートキーパー養成数5年累計 47,500人 参考：平成20年度～令和4年度 累計計 241,415人		○	ゲートキーパー 養成数 5年累計 47,500人	0人	13,804人	9,500人	145.3%	A	ロールプレイを取り入れるなど効果的な内容にしていることや、ゲートキーパー研修の実施先の開拓、参加者の属性に合わせた構成の工夫が必要。	既存の会議等の機会を活用したり、講師依頼に応じて、ゲートキーパー研修を実施していく。 各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、取組に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
(10) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援																		
① 支援者への支援																		
	050	ゲートキーパーフォローアップ研修【再掲】	ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し、また、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きていることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組む。			県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で 272回開催され、13,804人が養成された。行政職員が3,013人と最多。以下一般住民、教職員、民生委員、消防職員等動画による研修も実施されている。フォローアップ研修は9回、258人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	関係機関数県所管域30機関の 50%(15機関)以上で実施(令和9年度時点)		○	5年間で15機関 以上実施	0機関	8機関	3機関	266.7%	A	県内全市町村、保健福祉事務所・センター、保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で9回258人養成、開催できなかった所属も多かったが、ゲートキーパー養成数は増えた。	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、取組に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター
(11) 研修用教材更新及び普及啓発、新たな対象者向け教材やカリキュラム作成																		
① 研修用テキストの更新、様々な対象者向けテキストの作成																		
	051	研修用教材の更新、普及啓発	自殺対策における最新の情報を反映させるなど、ゲートキーパー養成研修で使用するテキストを更新するとともに、養成研修を実施する各機関に配布し、研修内容の質の維持と職員の負担軽減を図ります。			2023年度版を更新し、市町村及び保健福祉事務所・センターへ配布した。	年1回の更新をする		○	年1回の更新	0回	1回	1回	100%	A	マニュアルの更新に使用する統計の確定値が公表されるのが年度末となるため、更新するまでにタイムラグが生じる。	6月末に開催予定の「養成指導者研修」を実施する内容作成とその後のマニュアル更新を行う。	精神保健福祉センター
4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する																		
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進																		
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進																		
	052	メンタルヘルス講演会の開催	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	1,310千円の一部	1,293千円の一部		メンタルヘルス講演会開催 年1回		○		1回	1回	1回	100%	A	特になし	引き続き、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、講演会を開催する。	雇用労政課
	053	職場のハラスメント対策等	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	1,310千円の一部	1,293千円の一部	職場におけるハラスメント対策として、12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施したほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。	中小企業労働改善訪問 370件/年  中小企業労務管理セミナー 6回/年		○	中小企業労働改善訪問 370件/年  中小企業労務管理セミナー 6回/年	394件	370件	6回	106.5%	A	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する必要があります。	引き続き、職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行う。	雇用労政課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 項目	構成施策事業			事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方 向性 (令和6年度分)	所管課				
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)			計 画	独 自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判 定	
②	中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進																		
	054	職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。			【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。  【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。合計：9回 計287人参加										【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。  【保健福祉事務所】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
③	労働者に対するメンタルヘルス対策の充実																		
	055	働く人のメンタルヘルス相談の実施	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	1,310千円の一部	1,293千円の一部	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	かながわ労働センターにおいて毎月4回実施する	○	4回/月開催		月4回	月4回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労務課		
②	地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備																		
	① 地域の相談機関におけるこころの健康問題に関する相談機能の充実及び地域保健、産業保健との連携強化																		
	056	こころの電話相談	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	109,392	87,969,750	【精神保健福祉センター】相談件数 251件 【委託】相談件数 38576件 合計 38827件										事業委託し、24時間、回線数を最大5回線体制で実施。事業所とは月1回打合せを行い情報共有を行っている。	より多くの相談を受けるため、24時間毎日（年末年始・祝日含む）に拡充し、これに伴い、事業委託の形態としたが、つながりにくい状況がある。	接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に優先的に対応する専用回線相談を設置する。	精神保健福祉センター
	057	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携の強化を図った。										相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。	嘱託医相談では周知をはかっている。	引き続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター
	058	「いのちのほっとライン@かながわ」	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供する。	54,914	52,587	令和5年4月1日から令和6年3月31日までのうち、月～金及び日曜日（祝日・休日・12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く）の17時から22時まで（相談受付時間は21時30分まで）実施し、相談件数は17,791件になった。										関係機関に十分な必要がある相談者の対応について、事業所と精神保健福祉センター等と意見交換を行った。また、緊急案件の対応もスムーズに行うことができた。	相談内容に応じて関係機関につなぐことも必要である。関係機関に説明を行う等、協力を依頼していく必要がある。	相談体制について、曜日の変更や時間の延長を行っている。 また、より専門性が高い相談については、チャットが利用できないスムーズに相談できるようにしている。	がん・疾病対策課
	059	特定相談（依存症電話相談、自死遺族相談、ピア電話相談）	アルコール等の依存症に関する電話相談、自死遺族からの電話相談、当事者が相談者となるピア電話相談を継続的に実施します。			依存症電話相談 祝日・年末年始を除く 月・火曜日 13:30～16:30 296件（稼働日数：97日） 自死遺族電話相談 祝日・年末年始を除く 水・木曜日 13:30～16:30 193件（稼働日数：99日） ピア電話相談 祝日・年末年始を除く 金曜日 13:30～16:30 260件（稼働日数：47日）	特定相談は、定期的開設することで、相談者が安心して相談できる場（電話相談）を提供することを目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。	○	依存症電話相談週1回	通年で週1回	2回	1回	200.0%	A	自死遺族電話相談及び依存症電話相談は、より専門的な相談であるため、対応できる相談員に限られている。そのため、不測の事態により対応相談員が不在になることで、安心して電話相談を相談できなくなる可能性もあることから、今後自死遺族電話相談や依存症電話相談に対応できる相談員の育成が課題となる。	相談員の確保とスキルアップを進めている。	精神保健福祉センター		
	060	アルコール健康障害対策の推進	アルコール関連問題についての講演会や研修会を実施します。依存症電話相談において、アルコール依存症本人及び家族等からの相談を受け、適切な治療や対応に関する情報提供や助言を行うことにより、相談者の孤立を防ぐことに取り組めます。			アルコール健康相談研修1回開催 受講者：38人	5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計200人	○	5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計200人		38人	40人	95.0%	B	アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者（地域包括や事業所等）へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。	依存症総合対策の一環として位置付けて、アルコール健康相談研修の開催方法を検討している。	精神保健福祉センター		
	061	薬物乱用防止の推進	関係機関の職員が、薬物依存症についての知識を深めるとともに、地域での実践に生かすための研修を実施します。			薬物相談業務研修 90名受講	薬物相談業務研修 年1回実施 70人/年	○	研修年1回実施 受講者数 70人	0人	91人	70人	130.0%	A	依存症に関しては、地域の支援体制が十分ではないため、県民の関心と理解をさらに深め、地域の支援体制を構築することが必要。オンラインによる研修等、実施方法の検討が課題である。	地域における支援体制の充実を目指し、県民及び支援者の理解をさらに深め、地域の支援体制を構築して行く。開催方法については、地域の実情も踏まえて、対面、オンライン等複数検討していく。	精神保健福祉センター		
	062	049 職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。			【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。  【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。合計：9回 計287人参加										【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。  【保健福祉事務所】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

大柱-中柱-項目	構成施策事業		事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方針性 (令和6年度分)	所管課				
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)			決算額 (千円)	計 画 単 位	目 標 (A)	計 画 当 初 時 点 (B)	R05 (C)				達成 目安 (D)	進 捗 率 or 進 捗 度	判 定	
	063	新型コロナウイルス感染症の患者やコロナに対応している医療、福祉従事者のストレス等への対応	「こころの電話相談」等により、新型コロナウイルス感染症の患者や、コロナに対応している医療、福祉従事者の相談支援を行います。			令和5年5月8日終了 こころの電話相談等の相談窓口でフォローとした。							新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、相談窓口を終了とした。必要な相談については、こころの電話相談等既存の相談窓口で実施できるようにした。	事業終了	事業終了	がん・疾病対策課		
② 高齢者に対する相談支援体制の連携強化																		
	064	「かながわ認知症コールセンター」の運営	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また、地域で開催している家族の集いの支援、相談会等の取組みを行います。	4,587	4,587	「かながわ認知症コールセンター」を年間154日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間1,027件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。	「かながわ認知症コールセンター」で開設日(週3回)は休むことなく相談業務を行う。(年末年始を除く)				154日	150日	102.7%	A	今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る。	ホームページやフラット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を著実に実施する。	高齢福祉課	
	065	老人クラブによる友愛訪問	老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。また、県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。	8,930	8,930	458の友愛チームが活動を実施した。	老人クラブによる友愛訪問におけるチーム数の確保				458チーム	433チーム	105.8%	A	令和5年締は前年度よりもチーム数は増加したが、老人クラブ会員数と加入クラブ数が、年々減少傾向にある。	友愛チーム数の維持を図るため、会員数の減少を抑えるための活性化方策の検討が引き続き必要である。	高齢福祉課	
③ 性的マイノリティに対する相談支援体制																		
	066	性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業【再掲】	NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。			【共生推進本部室】 NPO団体と課題解決のために連携・協働してチラシ配架等を行った。  【がん・疾病対策課】 相談窓口の周知を図った。	【共生推進本部室】 NPO団体と課題解決のために連携・協働してチラシ配架等を行った。  【がん・疾病対策課】 関係機関に対し、性的マイノリティに関する相談窓口を周知した。								【共生推進本部室】 県主催イベントの中でチラシを配布すればよい効果があったと思われる。情報連携をより密にする必要がある。  【がん・疾病対策課】 普及啓発の強化を図る為、今後も精神保健福祉センターや各保険福祉事務所とLGBTへの誘え方について情報共有をしていく必要がある。	【共生推進本部室】 NPO団体と引き続き課題解決のために連携・協働して事業を実施する。  【がん・疾病対策課】 今後も関係機関と連携し、LGBTについて幅広く周知していくとともに、LGBTの方が孤立し自殺に追い込まれないよう環境づくりを推進する。	共生推進本部室 がん・疾病対策課	
	067	性的マイノリティ(LGBT等)交流・研修事業【再掲】	性的マイノリティ(LGBT等)の当事者の交流事業を実施するとともに、企業担当者や、児童福祉施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	1,131	940	・29歳以下の性的マイノリティ(LGBT等)の当事者及びその家族の交流会を9回実施した。 ・児童福祉施設職員向け研修を2回実施した。 ・企業団体等の人事担当者向け研修会をオンラインで1回開催した。 ・講師派遣事業を10回実施した。	・交流会 3会場計12回/年 ・企業向け研修 2回/年 ・児童福祉施設職員向け研修 2回/年				9回	12回	75.0%	B	・各種研修について、関係各所と連携しながら広報等を工夫し多くの参加を呼び掛ける必要がある	・市や関係機関と連携し、広く周知するように努める。 【当初計画からの変更点】 ・交流会は、令和3年度から1回の開催になり年計12回実施している。 ・企業向け研修は、令和3年度からオンラインで1回(定員50人)のみ実施している。 ・児童福祉施設職員向け研修は2回のみ開催となっている。	共生推進本部室	
	068	かながわSOGI派遣相談【再掲】	性的マイノリティ(LGBT等)の当事者及びその家族、支援者を対象に、派遣型個別専門相談を実施します。	690	422	・性的マイノリティ派遣型個別専門相談を36件実施した。	相談実施回数 60回/年				36回	60回	60.0%	C	・相談を実施する会場の確保を進める必要がある。	・市や関係機関と連携し、広く周知する。また、継続的に使用できる会場を確保し円滑な実施に努める。	共生推進本部室	
	069	男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル(かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かながわいん」)	「かながわいん」に開設している「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」で、性犯罪・性暴力の被害にあわれた男性及びLGBTs被害者の方の相談を専門相談員が受けています。なお、「かながわいん」でも、性別を問わず、被害者にあわれた方からの相談を受けています。	63,776 (159かながわいんを含む)	55,838 (159かながわいんを含む)	相談受付:毎週火曜日16時～20時(祝日等除く) 電話相談件数:27件	男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤルを運営することにより、より専門性の高い支援を実施した。								引き続き、支援の充実を図る。	くらし安全交通課		
④ 生活困窮者に対する相談支援体制																		
	070	生活困窮者自立促進支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。	71,891	71,862	生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	コロナの影響による相談者の急増に対し、自立相談支援機関の体制強化等を図り、町村役場や町村社協など関係機関と連携対応した。								新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相談者が急増しており、また、生活困窮者の課題も多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。	生活困窮者の様々な課題に対応するため、引き続き関係機関と連携しながら支援を実施していく。	生活支援課	
	071	ワンストップ支援推進事業	生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目録に立った人口から出口までの寄り添った支援を推進します。	7,186	7,074	・制度周知のチラシを10,000部作成し、各市町村や関係機関に配布した。 ・生活困窮者自立支援制度に関する各種支援員向けの研修を実施し、支援員の資質向上及び支援員同士のネットワークづくりに取り組みした。	支援者向けの研修の継続的な実施により、生活困窮者自立相談支援員の資質の向上を図り、支援体制の充実強化を図ることで、生活困窮者の自立の促進に寄与する。				150人	63人	150人	42.0%	D	支援を必要とする人が相談窓口につながるよう、引き続き制度の周知を行う必要がある。	・制度周知用のチラシを作成し、制度の周知を図る。 ・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させ、支援員の資質向上および支援員同士のネットワークづくりに取り組む。	生活支援課
	072	求職者に対する生活支援相談	シニア・ジョブスタイル「かながわ」において、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的・私的の生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	0	0	シニア・ジョブスタイル「かながわ」において、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的・私的の生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数:20人	対象者に各種必要な情報提供等がなされている。								シニア・ジョブスタイル「かながわ」において、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく必要がある。	引き続き事業を実施予定	雇用労政課	



【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 一項目	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					判定	課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課		
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)		決算額 (千円)	項目	計画 単 位	目標 (A)	計画当初 時点(B)					R05 (C)	達成目安 (D)
	080	県立学校への自殺予防の啓発	県教育委員会が作成した自殺予防に向けた教職員向けの指導資料「児童・生徒の自殺予防に向けたこころサポート・メン・ドブック(改訂版)」の活用を図るとともに、教職員向けのゲートキーパー研修を各学校で実施し、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	0	0	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び教職員等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施した。 ・実施回数:3回	自殺予防啓発の会議への参加者数 5箇年累計1,400名	1,400名 (5箇年累計)	0人	310人	280人	110.7%	A	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する啓発活動に更に取り組む必要がある。	引き続き、教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとした研修会等を実施する。	学校支援課
	081	公立中学校へのスクールカウンセラー配置	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	360,105	352,217	1. 配置状況(政令市を除く) 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4 教育事務所及び横浜県教育委員会に配置 2. 相談件数 合計64,766件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として 不登校21,475件、いじめ482件、虐待469件などがある。	県内中学校への配置 100%/年	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取組を推進していくために、連絡協議会やスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の実態に合わせた取組に努めていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。	子ども教育支援課	
	082	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	84,065	77,083	1日あたり7時間、年間35回勤務のスクールソーシャルワーカーを50名配置した。 (湘南三浦地区14名、県央地区16名、中地区10名、県西地区10名) また、スクールソーシャルワーカーアドバイザーを各教育事務所11名配置するとともに、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数(延べ数) 9,412件	スクールソーシャルワーカー 54人/年 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2人/年	54人	54人	2人	2人	100.0%	A	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子ども」の貧困・問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを積極的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要性がある。	スクールソーシャルワーカーの配置については、教育相談体制を整備するにあたり、より格差のない状態で安定的に全ての学校に効果を普及するために、広域的行政を担う県が主体的に行う必要があり、「子ども」の問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、各教育事務所にスクールソーシャルワーカーアドバイザーを配置する。	子ども教育支援課
	083	私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置	県内私立学校においても、臨床心理士の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取組みます。			具体的な計画ができていない。	カウンセラーの配置状況について確認した。							私立学校との連携の方法について検討が必要である。	連携方法について検討していく。	がん・疾病対策課
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化																
	084	地域連携による高校生のごころサポート事業	本事業推進校に指定された学校の活動報告を、県立高等学校等の生徒指導担当者対象とする会議等において発表することで、県立高等学校等に対して、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の普及に取り組めます。	790	525	県立高等学校の中から、事業推進校6校を指定し、ストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施した。 また、この課題を抱える生徒への対応等の校内研修を実施した。 実施回数:35回	事業の成果を発表する研修会・会議等への参加者数 累計参加者数 500名	500名 (5箇年累計)	0人	160人	100人	160.0%	A	児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を受けている生徒や、学校不登校や精神疾患、発達の問題がある生徒など、多岐に渡る課題や困難を抱える子どもへの対応が求められている。	引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組む。	学校支援課
③ 児童・生徒の自殺防止のための教職員の資質向上を図る研修の実施																
	085	県内公立学校への自殺予防の啓発	県内公立学校の学校保健関係教職員を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図ります。			「健康相談等研修講座」の開講・実施を通して、参加者への啓発の自覚に関する現状とその対策等についての理解と、自身がかわる児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を目指した。令和5年度は公立小・中学校、高等学校、中等教育学校・特別支援学校の教職員20名が受講した。	養護教諭以外の参加者数を総数の1/3以上にする。	養護教諭以外の参加者34%	30.0%	28.0%	107.1%	A	高い意欲を持つ教職員の参加を目的としたことから、自己研鑽研修として定員を20名として開催し、20名の申込みがあった。また、自殺対策に重点を置き、講義時間を2時間30分実施した。研修内容の向上に向け、今後も検討を行っていく必要がある。	受講者アンケートによる研修講座の評価項目(「研修目的の達成」、「職務と責任の自覚」、「教育活動に役立つ」、「ニーズを踏まえた自覚」、「意識の向上」)において現状以上の評価となるよう、研修内容について引き続き検討していく。	総合教育センター	
	086	県内私立学校への自殺予防の啓発(再掲)	県内私立学校においても、臨床心理士の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取組みます。			出前講座の周知を行った。また、「こころのサポーター」養成講座について周知を図った。	出前講座の依頼あり、開催した学校もある。 心のサポーター養成講座については、検討していただく学校もあったが、開催には至らなかった。							心のサポーター養成研修は、講座時間が長いことから、授業内での研修実施が難しい状況がある。	私立学校等関係機関に意見を聞きながら、周知方法について検討していく。	がん・疾病対策課
④ 教育委員会における障がい者に関わる相談窓口の整備																
	087	障がい者理由とする差別に関する相談の受付	障害者差別解消法に係る相談窓口を設置し、対面のほか、電話、ファックス、フォームメールにより相談を受け付けます。相談内容については関係する課又は所へ対応します。	0	0	障害者差別解消法による相談、フォームメール等による相談を受けた。 (延べ36件)	相談内容を聴取した後、記録をし、相談内容に関係する事業所管課へ情報を伝達し、適切に引き継ぎ、相談内容を引き継いだ事業所管課は、相談内容に対応した。							当該相談窓口における対応案件の対象外となる相談が寄せられることが複数あるため、県民サービス向上のため、窓口の案内を分かりやすくする必要がある。	相談内容に応じた適切な相談先を掲載するなど、当該相談窓口を掲載しているホームページ上の案内の充実を図る。	行政課
	088	障がい者理由とする差別に関する相談窓口の周知	県教育委員会のホームページで周知を図るほか、県立学校の児童・生徒用の相談窓口周知ポスターに障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載し、児童・生徒への周知を図ります。	85	50	障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載したポスターを作成し、全県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。	相談窓口周知ポスターへ当該相談窓口を掲載する。	予定どおりの時期に、ポスターを作成し、全県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。						障がい者差別に悩む児童・生徒が相談窓口へ相談できるよう、目に留まるポスターを作成することで、引き続き相談窓口を周知していくことが必要。	昨年と同様、ポスターを作成、全県立学校へ配付する。	行政課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 項目	番号	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課		
		施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度
(4) 大規模災害時の被災者のこころのケアの推進																
① 大規模災害時に備え、被災地域の精神保健医療活動を適切に行う体制整備																
	089	災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備事業	災害、犯罪被害、事故等の緊急時において専門的こころのケアに関わる対応が円滑に行われるよう、運営委員会の開催や研修会の実施により、体制を整備します。	3,802	2,991	かながわDPAT研修 令和5年12月16日(土)、12月17日(日)横浜市中心産業振興センターにて対面開催し、14機関、36名が受講、修了した。 かながわDPAT技能維持研修 令和6年2月18日(日)を予定していたが、能登半島地震により、職員、各講師が被災者の派遣と中止とした。	研修受講者数 35人/年	○	研修受講者数 35人/年		36人	35人	102.9%	A	かながわDPAT研修の開催方法やかながわDPAT技能維持研修の更新制に関する具体的な検討が課題である。 災害は、平時の準備が重要であるため、かながわDPAT研修、かながわDPAT技能維持研修を開催し、かながわDPAT構成員の養成、技術向上につとめ、災害に備えていきたい。	健康危機・感染症対策課 精神保健福祉センター
5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする																
(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の進捗性の向上																
① 地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉等のネットワーク体制の充実																
	090	精神科救急医療体制整備事業	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	397,337	378,134	各医療機関において、新型コロナウイルスのクラスター発生等、感染症対応に追われ、精神科救急医療システムのある患者についても新型コロナウイルス感染症の受入先の選定に難航する状況があり、精神科救急・身体合併症対応施設数の目標値を達成できなかった	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。		6施設	7施設	85.7%	B	身体合併症対応施設は、精神科を有する総合病院にその役割を担ってもらっているが、県内の精神科を有する総合病院は限られており、身体がっつ病対応施設で集中的に患者を受け入れるのではなく、各病院の身体科・精神科の対応力を向上させていく必要がある。	がん・疾病対策課
	091	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携の強化を図った。 【相談件数】116,141件(延件数) 【訪問】1,683件(延件数)	相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立っている。								嘱託医相談では周知はかかっている。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
	092	県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供	県立精神医療センターにおいて、難治性うつ病等に対する治療法(反復性経頭蓋磁気刺激法)の開発やうつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組めます。			県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供										県立病院課
(2) 精神保健福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実																
① かかりつけ医師等へのうつ病患者に対する適切な対応力向上研修の実施																
	093	こころいのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する。対応力向上研修について、研修内容を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組めます。	1,278	1,123	当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講者数累計 1,350人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計 1,350人(政令市含む)	0人	300人	270人	111.1%	A	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	精神保健福祉センター
	094	精神科看護職員研修事業	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に対して有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組めます。	760	760	令和5年度は新人職員47人、中堅職員30人が受講し、9割以上の職員が「研修はわかりやすかった」「これからの看護業務に役立つ」との評価が得られている。	研修受講者数 新人、中堅合計 50名/年	○	研修受講者数 合計 50名		77人	50人	154.0%	A	各病院において、看護職員研修を受講した職員を増やしていくことで、看護スキル、専門性の向上を図られるため、継続して研修を実施し、研修受講者を増やしていく必要がある。	令和6年度も継続して研修を実施する。 がん・疾病対策課
(3) かかりつけ医師等の自覚リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上																
② かかりつけ医師等がうつ病と診断した人を精神科医師につなぐ連携構築及び強化																
	095	こころいのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する。対応力向上研修について、研修内容を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組めます。	1,278	1,123	当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講者数累計 1,350人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計 1,350人(政令市含む)	0人	300人	270人	111.1%	A	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	精神保健福祉センター
(4) 子ども等に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備																
① かかりつけの小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携構築及び強化																
	096	こころいのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する。対応力向上研修について、研修内容を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組めます。	1,278	1,123	当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講者数累計 1,350人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計 1,350人(政令市含む)	0人	300人	270人	111.1%	A	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱一中柱一項目	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課				
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)		決算額 (千円)	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)				R05 (C)	達成目安 (D)	進捗率 進捗度	判定
(5) うつ病とのスクリーニングの実施																	
① うつ病等のスクリーニングの実施																	
	097	薬局を通じた普及啓発	公益社団法人神奈川県薬剤師会及び武田薬品工業株式会社と協働し、薬局を通じてうつ病啓発活動を実施することとした。神奈川県薬剤師会会員の「くすり」と健康相談薬局「健康サポート薬局」「地産連携薬局」等にて、健康相談や薬局を訪問された方へうつ病啓発活動を行います。			協力店舗約150店舗でのうつ病啓発活動を継続して行なうとともに令和5年度は薬剤師向けうつ病啓発セミナーを実施した。			協力量数累計 250店舗 (令和9年度時点)						活動実施後アンケートの結果、本活動における満足度について過半数が「どちらでもない」と回答していることから活動の意義の理解を得られていないことがわかる。	今後は薬剤師会へ協力を依頼するとともに積極的な広報を行うことで本活動の意義をわかりやすく説明していく。	がん・疾病対策課
② 地域の相談機関等の訪問や住民検診、妊産婦健診、健康相談の機会の活用																	
	098	市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援	県では、市町村が実施する妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備に向け、情報共有のための連絡調整会議、保健師等の研修会、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	4,469	5,324	・妊娠期からの児童虐待予防事業を推進するための連絡調整会議や連絡会を実施(8保健福祉事務所・センター) ・妊娠・出産・育児等に関わる保健師等専門職への研修会の実施(計21回、延べ572人) ・産後ケア事業等実施状況の調査及び情報提供									・妊娠期からの児童虐待予防事業に関する連絡調整会議実施については、各所の進捗状況に差があるが、すべての県域市町村で実施され取組が共有された。 ・産後ケア事業の実施状況については、各自治体へ調査を実施し、内容が共有された。 ・産後ケア事業については、令和5年度に全自治体で実施された。	・産後うつへのハイリスク者に適切な時期に介入し合わせた支援が実施できるよう、支援体制の整備が必要。 ・産後うつの予防を図るため、適切な時期に、産後ケア事業推進のため、実施した調査結果から研修会の充実を図るとともに、事業の拡充に向けた調査を継続して行う。	健康増進課
③ うつ病の知識と理解を進めるためのセミナー・講演会の開催と相談支援																	
	099	うつ病講演会の開催【再掲】	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。			女性のうつをテーマに、対面で1回開催 参加者:48人			うつ病講演会 年1回実施 50人						自衛対策強化月間等において、うつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、ターゲットも考慮し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。 地域のコースも踏まえて、実施方法や開催場所等について検討して計画する。	精神保健福祉センター	
	100	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携の強化を図った。 【相談件数】16,141件(延件数) 【訪問】1,683件(延件数)									相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立っている。	嘱託医相談では周知をはかっている。 引続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進																	
① 継続的な支援体制の整備及び自助活動に対する支援																	
	101	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携の強化を図った。 【相談件数】16,141件(延件数) 【訪問】1,683件(延件数)									相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立っている。	嘱託医相談では周知をはかっている。 引続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
	102	ハイリスク者訪問支援	自殺未遂者や精神疾患があり、自殺企図の可能性のある人に対して、指定相談事業所に専門の相談員を配置し、訪問支援等に取り組みます。	5,297	5,297	医療法人財団青山会への補助事業であり、以下のように実施した。 ・専任相談員が自殺未遂者や企図者(ハイリスク者)に対し、訪問等相談支援を行った。 ・医療機関をはじめ関係機関と連携し、ハイリスク者の早期対応を図り未然に防止した。 ・関係機関との連携によるセーフティネットの構築により、切れ目のない支援を実施した。			指定相談事業所に専門の相談員を配置し、ハイリスク者に対して訪問・面談・電話等による支援活動を行う。						精神的不安や不調を訴える方が多い状況である。相談の根拠にある様々な要因を的確に把握し、今後もハイリスク者に対し対応を行う必要がある。	自殺未遂者支援について、ヒアリングを行い県全体の支援体制について検討をしていく。	がん・疾病対策課
	103	依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化	アルコール、薬物、ギャンブル依存症等の治療及び回復を図るため、依存症治療拠点機関を選定し、依存症対策の推進に取り組みます。	27,149	23,242	依存症電話相談:296件 依存症面談相談:64件 依存症相談拠点機関連携会議の実施			依存症治療拠点機関数 1施設						【自己評価の理由】 電話・面談相談として、様々な立場の方からの相談を受けることができた。また、依存症相談拠点機関連携会議において、情報共有や関係づくりができたこと判断するため。	必要な方がつながるよう電話、面談相談の周知の工夫が必要。 依存症電話、面談相談を引き続き実施するとともに、依存症相談拠点機関連携会議を開催して連携を図る。	がん・疾病対策課
	104	依存症専門医療機関の選定	依存症の本人が地域で適切な医療が受けられるよう「依存症専門医療機関」の選定をさらに進め、地域における依存症の医療提供体制を整備します。	27,149	23,242	現在の依存症専門医療機関(6機関) ・神奈川県精神医療センター ・久里浜医療センター ・北里大学病院 ・みるべ病院 ・神奈川県 ・大石クリニック			依存症専門医療機関数 10箇所以上(令和9年度時点)						アルコール依存症が疑われる者の推計数とアルコール依存症で医療機関を受診した患者数との乖離(いわゆる治療ギャップ)があることから、依存症の専門医療機関・専門医の充実した体制が求められている。湘南地域や県西地域に専門医療機関がなく、偏在も課題である。	引き続き、県内市町村と連携し、専門医療機関の選定に努める。	がん・疾病対策課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

大柱・中柱 一項目	番号	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課				
		施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計画 計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率 進 捗度	判定	
	105	精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切に精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	397,337	378,134	各医療機関において、新型コロナウイルスのクラスター発生等、感染症対応に比べ、精神科救急医療システムのある患者についても新型コロナウイルスの感染の受入先の選定に難航する状況があり、精神科救急・身体合併症対応施設数の目標値を達成できなかった	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するための、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	6施設	7施設	85.7%	B	身体合併症対応施設は、精神科を有する総合病院にその役割を担ってもらっているが、県内の精神科を有する総合病院は限られており、身体がっせつ症対応施設で集中的に患者を受け入れるのではなく、各病院の身体科・精神科の対応力を向上させていく必要がある。	各医療圏域における一般科(身体科)病院と精神科病院との連携を一層推進し、精神科病院において、一定レベルの身体疾患に対応可能なような身体合併症対応スキルの向上を図る取組を検討していく。	がん・疾病対策課				
	106	向精神薬の重複処方へのチェック	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されている点検を実施します。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導します。			・生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されている点検を実施した。 ・県監査等において、重複処方の適正化について国の通知をもとに再確認を行い、引き続き適正実施が行われるよう指導した。	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されている点検を実施する。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導する。	1回	1回	100.0%	A	各福祉事務所の担当者が数年で変更するため、引継ぎが不十分な場合がみられる。	引き続き年1回の監査時に確認し、必要に応じて質問等に随時回答していく。	生活保護課				
② 精神科医療関係者、福祉・介護等従事者に対する研修の実施																		
	107	精神科看護職員研修事業【再掲】	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	760	760	令和5年度は新人職員47人、中堅職員30人が受講し、9割以上の職員が「研修はよかったです」「これからの看護業務に役立つ」との評価が得られている。	研修受講者数 新人、中堅合計 50名/年	0	0	77人	50人	154.0%	A	各病院において、看護職員研修を受講した職員を増やしていくことで、看護スキル、専門性の向上が図られるため、継続して研修を実施し、研修受講者を増やしていく必要がある。	令和6年度も継続して研修を実施する。	がん・疾病対策課		
	108	依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等従事者向け)	様々な分野に従事する支援者等を対象に、自飲のリスクの高いアルコールや薬物依存症への正しい知識の習得と本人や家族に対する関わり方を学ぶことを目的とした研修を実施します。	27,149	23,242	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関専らや相談支援に従事する者を対象とした研修を行った。(参加者 精神医療センター18名、北里大学病院192名)	依存症セミナー受講者 5箇所累計 1,000人	0	0	累計受講者 1,000人	0人	210人	200人	105.0%	A	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行う必要がある。	引き続き、神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。	がん・疾病対策課
(7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援																		
① がん患者等に対する支援体制の構築																		
	109	専門的な施設やサービスへつなぐ体制づくり	・県は、がん相談支援センター等に対して、「こころの電話相談」等の自殺対策を周知し、対応が必要ながん患者を適切な機関やサービスにつなげるよう働きかけます。 ・がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターを利用しているがん患者等から、精神的つらさなどについての相談希望があった場合に、臨床心理士を派遣する。			・がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターを利用してがん患者等から、精神的つらさなどについての相談希望があった場合に、臨床心理士を派遣した。	臨床心理士派遣回数 8回/年	0	0	8回	8回	75.00%	B	がん患者等に臨床心理士相談事業を広く周知する必要がある。	臨床心理士相談や「こころの電話相談」について記載したがん患者向けの冊子「がんサポートハンドブック」やチラシ等がん相談支援センター等で配布していく。	がん・疾病対策課		
② がん患者・その他の慢性疾患患者等への学校教育における支援の充実																		
	110	県立学校における児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	学校保健安全法等の法令に基づき行われる、心身の健康に関する児童生徒等の健康相談や健康状態の観察に基づく保健指導や、保護者への助言、その際の医療機関及び関係機関等との連携等、各校における取組みや教育実践を支援します。	0	0	・学校保健安全法に基づき、学校においては、養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行った。 ・発達段階に応じたいのちを大切にすろ指導や「心のケア」につながる支援、性犯罪や性暴力、人権に関する相談機能を一覧について、令和4年3月に改定した「性に関する指導の手引き」の活用を促す中で周知した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。	学校保健安全法に基づき行われる各校における健康相談、保健指導のため、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。							支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より良い校内の連携体制を築き、児童生徒の支援を充実させていく必要がある。	各校における取組や教育実践の支援を継続していき、事例検討などを引き続き行う。「性に関する手引き」の活用を促進していく。	保健体育課		
(8) うつ病等職場復帰プログラムに関する情報提供の充実																		
① うつ病による求職者への職場復帰プログラム実施医療機関や関係機関の情報提供																		
	111	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携の強化を図った。 【相談件数】1,614件(延件数) 【訪問】1,683件(延件数)	相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している、精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的な支援体制の構築に役立てている。							電話相談では周知をほかについて、	引き続き関係機関と連携を図っていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター		

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 項目	番号	施策名	内容	事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課				
				予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率 進捗度	判定	
6 社会全体の自殺リスクを低下させる																		
① 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信																		
① 多様な相談に対応できる住民向け相談窓口一覧を掲載したリーフレット等の配布、周知																		
	112	リーフレット等を活用した 県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で 相談できる窓口や機関を掲載したリーフ レットを作成し、各地域で開催される自殺 対策街頭キャンペーンや講演会等で配 布し、周知のさらなる強化を図ります。			自殺対策関連リーフレットは、25,500部 作成し、県所管城市町村及び保健福祉 事務所・センター並びに庁内や関連す る民間団体等幅広く配布した。	自殺対策関連リーフレットを作成 し、講演会等で県民への周知 を実施	自殺対策関連リーフレットは、25,500部作成しR5年度中に配布し、残数は無くなった。					物価高の影響を受け、リーフレットの需要増に どこまで対応できるかが課題である。	引き続き、リーフレットを作成し、市町村等から の要望に合わせて配布していく。	精神保健福祉センター			
	113	かながわこころの情報 サイト	相談の目的ごとにより窓口をまとめ、該当す るボタンをクリックするとすぐ窓口情報 を確認できるホームページを運用します	-	-	相談窓口の情報を更新し、新たな相談 窓口を掲載した。	アクセス件数 15000件以上/年	○	○	アクセス件数 15000件以上/年	12,867件	15,000件	85.8%	B	アクセス件数が伸びていない状況があるため、 周知方法を検討していく必要がある。	自殺対策ポータルサイトに相談窓口のコンテ ンツを設置し、アクセスできるようにしていく。ま た、自殺対策会議構成機関が行っている窓口 も掲載していく。	がん・疾病対策課	
② 関係機関との連携による包括的な相談会の実施																		
	114	包括相談会の開催	複数の分野にまたがる相談内容に保健、 福祉、司法、医療等の専門家がワン ストップ相談を受ける「包括相談会」を継 続的に実施します。	442	254	保健福祉の専門家をはじめ、各職種の 専門家が一堂に会し、包括的に相談を 受ける「こころとくらしの電話相談」を精 神保健福祉センター、電話相談室で2 回実施。	相談会開催 2回/年	○	○	相談会開催 2回/年	2回	2回	100.0%	A	保健福祉の専門家等複数の分野にまたがる 相談に対して、多職種の専門家がワンスト ップで相談を受ける機会を定期的に設ける。 またこの機会により地域連携を進めていくこと が必要。	各職種の専門家が一堂に会して包括的に 行うメリットは維持しながら、方法を工夫し、より 効果的な相談会の実施について計画してい く。	精神保健福祉センター	
	115	暮らしとこころの相談会	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専 門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らし とこころの相談会」に対して支援を行いま す。	200	200	法律専門家をはじめ、各職種の専門 家が一堂に会し、相談を受ける「暮らし とこころの相談会」を神奈川県弁護士会 主催(神奈川県地域自殺対策強化交付 金事業補助金)にて2回実施。	相談会開催 2回/年	○	○	相談会開催 2回/年	0回	2回	2回	100.0%	A	法律の専門家等複数の分野にまたがる相談 に対して、多職種の専門家がワンストップで 相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの 機会により地域連携を進めていくことが必 要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談 会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
③ 障がい者に関わる相談窓口の整備																		
	116	発達障害支援体制の推 進(発達障害支援セン ター)における相談の実 施	発達障がいに関する各種相談への対応 や、観察・発達検査等に基づいた相談面 接による就労支援・発達支援を行います。 発達障がい児者のライフステージに対応 する一貫した支援体制の整備を図り、福 祉、保健、医療、教育、労働、民間支援 団体等と連携して発達障がい児者及び その家族を支援します。 発達障害支援センターかながわ(Aエ ス)によるこれらの取組のほか、各地域に おける支援体制の確立に向けて、発達 障害者地域支援マネージャーを配置し、 市町村・事業所等支援、医療機関との連 携や困難ケースへの対応等を実施しま す。	2,634	2,478	発達障がいに関する各種相談につ いて、1780人の相談対応を行い、昨年度 から65人減少した。 発達障害者地域支援マネージャーによ る活動は、地域巡回を344件、個別ケー スにかかわる支援を249件実施した。個 別ケースにかかわる機関支援のうち、訪 問や来所等による支援は86件実施した。	発達障害支援センター利用者 数 2,000/年	○	○	利用者数 2,000 /年	1,816人	1,780人	2,000人	89.0%	B	・発達障害支援センターの利用者数は、65人 減少したが、依然として本人や家族等が「発 達障がいではないけれど」という発達障がい アセスメントへのニーズは高い状況である。 ・発達障害支援センター主催研修については、 医療従事者向け研修は、中止となったが 公開講座、支援者向け研修2回、家族向け講 座を対面で開催した。 ・発達障害者地域支援マネージャーの利用件 数は、依然高い状況にあるため、発達障害 支援センターとの連携体制をより強めると 共に、地域との連携強化に努める。	・発達障がいのアセスメントへのニーズは高い 状況にあるため、発達障害支援センターの アセスメント機能の充実が求められる。 ・発達障害支援センターの主催研修は、医療 従事者への研修等、コロナ禍で開催できて いなかったが、再開の検討を行う。 ・発達障害者地域支援マネージャーの利用件 数は、依然高い状況にあるため、発達障害 支援センターとの連携体制をより強めると 共に、地域との連携強化に努める。	障害福祉課
	117	高次脳機能障害巡回相 談の実施	高次脳機能障がい支援拠点機関である 神奈川県総合リハビリテーションセンター のスタッフが地域の相談支援事業所へ出 向き、高次脳機能障がい者や家族に対 して専門相談を行います。	15,093	15,092	【巡回相談】 当事者家族会へは5か所、延べ50回実 施(延べ参加者は当事者218名、家族 205名、専門相談11件)した。 新型コロナウイルスの感染状況等によ り、リモート開催・時短開催、地域の感染 状況に応じた開催とした。	県内6箇所の当事者家族会へ の巡回相談 45回/年	○	○	45件/年	41件	50件	45件	111.1%	A	【巡回相談】 ・各地域の支援者に繋がりにくく、または繋 がる機会が少ない高次脳機能障害の方につ いて、実態の把握と具体的な支援に繋ぐ方 法の検討が必要である。	【巡回相談】 ・引き続き、今年度と同規模で専門相談を 実施する予定。 ・家族会等と連携しつつ、老健介護・視 覚後問題への対応も含めた、幅広い専門 的な相談にも対応が出来るよう体制整備 を行う。	障害福祉課
	118	障がい福祉相談支援 体制の整備促進	障がい保健福祉圏域ごとに自立支援協 議会を設置し、各圏域における相談支 援のネットワーク形成等を通じて、重 層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ 専門的な支援を行うことにより、障 がいの増進を図る。	34,105	33,475	障がい保健福祉圏域ごとに自立支援協 議会を開催し、相談支援体制の推進を 図った。	5つの保健福祉圏域において、 相談支援等ネットワーク事業を 実施し、各保健福祉圏域ごと に自立支援協議会を平均し て、年間2回以上実施する	○	○	各障害保健福祉 圏域ごとに協議 会を年2回以上 開催	10回	9回	10回	90.0%	B	神奈川県は県、圏域、市町村の3層構造の 相談支援体制でそれぞれ自立支援協議会を 開催しているが、各々の層層で完結しま っている傾向があり、階層を超えた情報 の連携を促す必要がある。また、令和6 年度、県西圏域については、受託法人の 候補がなかったことから、県が直営してい る。	障害者自立支援協議会の運営会議、そ して、パブリックを定期的に開催し、皆 で同じ方向性で課題に取り組むこと。会議 の開催方法の見直しを行い、自立支援協 議会の活性化を図っていく。	障害福祉課
② 多重債務等の相談窓口の整備																		
① 多重債務者に対する相談窓口体制の充実																		
	119	多重債務者相談の周知 及び多重債務防止のた めの普及啓発	相談窓口の周知により、現に多重債務 状態に陥っている人等に、できるだけ早 い段階で相談窓口を案内し、経済生活 再建支援につなげるとともに、関係機 関や団体と連携して新たな多重債務者 の発生を予防します。	-	-	県内の多重債務相談窓口を案内する リーフレットを3,500部作成し関係機 関に配布した。	多重債務相談窓口を案内する リーフレット発行部数 3,500部/年	○	○	リーフレット発行 部数 3,500部/年	3,500部	3,500部	3,500部	100.0%	A	相談窓口の周知が図れるようリーフレ ットの配布先を適宜検討する必要がある。	リーフレットを作成・配架する取組みを 継続する。	消費生活課
	120	多重債務者特別相談 会の実施	潜在的な多重債務者が身近な相談窓 口を求められる機会を設け、多重債務 者の早期救済につながるため、国の 「多重債務者相談強化キャンペーン」 に基づき、県内各地で特別相談会を 実施します。	-	-	関係機関等協力のもと多重債務者特 別相談会を11月21日～12月12日の間 11会場で開催し、計21件の相談に対 応した。	多重債務者特別相談会の実施 回数 1回/年	○	○	実施回数 1回/年	1回	1回	1回	100.0%	A	相談会の効果を上げるため、実施する 地域・場所・日時等を検討する必要がある。	国の「多重債務者相談強化キャンペーン」 に基づき、引き続き県内での多重債務 者特別相談会を実施する。	消費生活課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 項目	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課					
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)		決算額 (千円)	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)				R05 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定	
<b>(3) 失業者への支援の充実</b>																		
<b>① 生活支援、包括的な相談会の実施</b>																		
	072	求職者に対する生活支援 相談【再掲】	シニア・ジョブスタイル/かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的・生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	0	0	シニア・ジョブスタイル/かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的・生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数:20人									シニア・ジョブスタイル/かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく必要がある。	引き続き事業を実施予定	雇用労政課	
	122	包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	442	254	保健福祉の専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、包括的に相談を受ける「こころとくらしの電話相談」を精神保健福祉センター、電話相談室で2回実施。	相談会開催 2回/年	○	相談会開催 2回/年	0回	2回	2回	100%	A	保健福祉の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	各職種の専門家が一堂に会して包括的に行なうリソースは維持しながら、方法を工夫し、より効果的な相談会の実施について計画していく。	精神保健福祉センター	
	123	暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	200	200	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催（神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金）にて2回実施。	相談会開催 2回/年	○	相談会開催 2回/年	0回	2回	2回	100%	A	法律の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター	
<b>(4) 経営者に対する相談事業の実施等</b>																		
<b>① 経営者に対する相談事業の実施等</b>																		
	124	中小企業の経営相談	厳しい経営環境の中、経営基盤の強化と経営の安定化を図るため、商工会・商工会議所等によるきめ細かな支援体制を整備し、様々な規模・業種の中小企業・小規模企業を支援します。	2,283,987	2,280,873	商工会・商工会議所等において、中小企業・小規模企業の経営などに関する相談事業を行った。									経営の危機に直面した個人事業主や中小企業の経営者等を対象とした相談事業などを実施している	引き続き、商工会・商工会議所等において実施する中小企業・小規模企業の経営などに関する相談事業等を支援する。	中小企業支援課	
<b>(5) 法的問題解決のための情報提供の充実</b>																		
<b>① 多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実</b>																		
	125	包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	442	254	保健福祉の専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、包括的に相談を受ける「こころとくらしの電話相談」を精神保健福祉センター、電話相談室で2回実施。	相談会開催 2回/年	○	相談会開催 2回/年	0回	2回	2回	100%	A	保健福祉の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	各職種の専門家が一堂に会して包括的に行なうリソースは維持しながら、方法を工夫し、より効果的な相談会の実施について計画していく。	精神保健福祉センター	
	126	暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	200	200	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催（神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金）にて2回実施。	相談会開催 2回/年	○	相談会開催 2回/年	0回	2回	2回	100%	A	法律の専門家等複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける機会を定期的に設ける。またこの機会により地域連携を進めていくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター	
	127	配偶者等暴力相談	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。			配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。									配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、女性相談員によるDV相談を実施し、暴力被害者等への適切な支援が図られた。	相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要がある。	県公報媒体やインターネットの活用等により、意識啓発や相談窓口の周知強化を図る。	共生推進本部室
<b>(6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等</b>																		
<b>① 自殺多発地域や鉄道駅における安全確保対策の促進</b>																		
	128	地域自殺対策ハイス クネットワーク会議	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組めます。			地域自殺対策ハイスクネットワーク会議(行政・民間団体・機関)を開催してネットワークを構築し、具体的な対策について協議を行った。 宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会(部会)を開催し、現地視察を行い、具体的なハード面の対策について検討した。 宮ヶ瀬湖周辺地域ハイトール連絡会(部会)を開催し、自殺の状況を把握した。 巡回パトロール事業を行い、供花の回収、相談カードの配架等、自殺しにくい環境整備を行った。 県・相模原市・清川村で広域的に自殺対策普及と啓発することができた。	地域ハイスクネットワーク会議を年1回 宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会を年1回開催 宮ヶ瀬湖周辺地域ハイトール連絡会を年1回開催	○	①地域自殺対策ハイスクネットワーク会議年1回開催 ②宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会年1回開催 ③宮ヶ瀬湖周辺地域ハイトール連絡会年1回開催	4回	3回	133%	A	インターネットの情報から自殺目的で宮ヶ瀬湖周辺に来る人が後を絶たない。夜間・深夜の実訪者が多いため、地域住民の理解と協力が重要である。各後援者のネットワークによるハード面とソフト面の対策を講じていく。引き続き、県・相模原市・清川村で広域的連携による自殺対策を展開していく必要がある。	行政、警察、消防、民間機関によるネットワークを構築し、具体的な対策について協議していく。 県・相模原市・清川村で広域的連携による自殺対策普及と啓発を講じる。	保健福祉事務所 (厚木保健福祉事務所)		
	129	ホームドアの設置促進	鉄道駅における転落防止等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に補助を行い、設置促進を図ります。	82,411	61,663	相模原駅(RR横浜線)、本厚木駅(小田急小田原線)、登戸駅(RR南武線)、川崎駅(RR南武線)、相模大野駅(小田急小田原線・江ノ島線)、海老名駅(小田急小田原線)、武蔵溝ノ口駅(RR南武線)、大和駅(小田急江ノ島線)の8駅に対し補助。	相模原駅(RR横浜線)、本厚木駅(小田急小田原線)、登戸駅(RR南武線)については設置完了(R5予算)。 川崎駅(RR南武線)は、半導体不足により年度内に完成することが出来ず、令和6年度に繰越(R5予算)。 相模大野駅(小田急小田原線・江ノ島線)、海老名駅(小田急小田原線)、武蔵溝ノ口駅(RR南武線)、大和駅(小田急江ノ島線)については令和6年度完了予定(債務負担行為)。								ホームドア設置事業は、鉄道事業者の整備スケジュールによることから、県が市町と協働して補助するが、主体となって進めることが難しい。	引き続きホームドアの設置促進に取り組んでいくため、鉄道事業者が行うホームドア設置に補助を行う。	交通政策課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

大柱・中柱 項目	構成施策事業		事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課			
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)			決算額 (千円)	計画 単 位	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率の進 捗度	判 定
②	自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討																
	130	地域自殺対策ハイレスクネットワーク会議【再掲】	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組みます。			地域自殺対策ハイレスクネットワーク会議(行政・民間団体・機関)を開催してネットワークを構築し、具体的な対策について協議を行った。 宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会(部会)を開催し、現地視察を行い、具体的なハード面の対策について検討した。 宮ヶ瀬湖周辺地域ハイトロール連絡会(部会)を開催し、自殺の状況を把握した。 巡回パトロール事業を行い、供花の回収、相談カードの配架等、自殺しやすい環境整備を行った。 県・相模原市・清川村で広域的に自殺対策普及啓発することができた。	地域ハイレスクネットワーク会議を年1回 宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会を年1回 宮ヶ瀬湖周辺地域ハイトロール連絡会を年1回、巡回パトロールを継続実施する。	○	①地域自殺対策ハイレスクネットワーク会議年1回開催 ②宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会年1回開催 ③宮ヶ瀬湖周辺地域ハイトロール連絡会年1回開催	4回	3回	133.3%	A	インターネットの情報から自殺目的で宮ヶ瀬湖周辺に来る人が後を絶たない。夜間・深夜の来訪者が多いため、地域住民の理解と協力が必要である。今後も官民のネットワークによるハード面とソフト面の対策を講じていく。県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策を展開していく必要がある。	行政、警察、消防、民間機関によるネットワークを構築し、具体的な対策について協議していく。 県・相模原市・清川村で広域連携による自殺対策普及啓発を講じる。	保健福祉事務所 (厚木保健福祉事務所)	
	131	135 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動	自殺のおそれのある行方不明者届を受理した際、不明当時の状況、不明者がよく行く立ち回り先等につながる情報をもとに、調査、探索を実施し、行方不明者の早期発見・保護に努めます。			届出を受理した際、早期に発見するための調査、探索を実施した。								迅速な調査、探索を実施し、早期発見に努めた。	行方不明者の行動が把握できないことから、早期発見が困難な場合がある。	引き続き、迅速な調査、探索を実施して早期発見に努める。	人身安全対策課
	④ 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等																
	132	X【(旧Twitter)等広告事業】【再掲】	X【(旧Twitter)等】上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行います。	8,173	8,624	X【(旧Twitter)等】上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数 45,000回/年	○	広告のクリック数 45,000回/年	81559回	45000回	181.2%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることができた。	相談窓口につながりやすくなる気持になるような、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課	
133	「医薬品の適正使用に係る啓発」	学校等で開催される薬物乱用防止教室の講師養成研修の中で、医薬品の過量服用に係る健康被害の事例を含めて研修を行います。			学校等で開催される薬物乱用防止教室の講師養成研修において、医薬品の過量服用に係る健康被害の事例を含めて研修を行った。 研修会を1回開催(令和5年8月3日)								薬物乱用防止教室の講師養成研修を行った。	研修の題目によっては、当該啓発事項を含めることが困難な場合がある。	引き続き、薬物乱用防止啓発計画に基づき、研修を行っていく。	業務課	
(7) ICTを活用した自殺対策の強化																	
① 若者への相談支援体制の充実																	
134	こころの電話相談【再掲】	県民を対象に、こころの健康について悩んでいる方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	109,392	87,969,750	【精神保健福祉センター】 相談件数 251件 委託 相談件数 38576件 合計 38827件								事業委託し、24時間、回線数を最大5回線の体制で実施。事業所とは月1回打合せを行い情報共有を行う。	より多くの相談を受けるため、24時間毎日(年末年始・祝日含む)に拡充し、これに伴い、事業委託の形態としたが、つながりにくい状況がある。	接続の改善として相談拡充と緊急を要する相談に優先的に対応する専用相談回線を設置する。	精神保健福祉センター	
135	ストレスチェックホームページ「アプリ」に「こころなかながわ」の運営【再掲】	気軽にストレスチェックができるホームページ「アプリ」の普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	795	795	鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ等でアプリ、学生ポータルサイトで周知を行った。	アクセス数 75,000件/年	○	アクセス数 75,000件/年	40,805件	75,000件	54.4%	C	自殺者の減少に向けて、本アプリをより多くの方に利用してもらうため、特に若年層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、アプリの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会が多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方にアプリの周知を実施する。	がん・疾病対策課		
136	いのちのほっとライン@かながわ【再掲】	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供する。	54,914	52,587	令和5年4月1日から令和6年3月31日までのうち、月～金及び日曜日(祝日・休日・12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く)01時から22時まで(相談受付時間121時30分まで)実施し、相談件数は7,791件にのった。								関係機関に十分な必要がある相談者の対応について、事業所と精神保健福祉センター等と意見交換を行った。また、緊急案件の対応もスムーズに行うことができた。	相談内容に応じて関係機関につなぐことも必要である。関係機関に説明を行う等、協力を依頼していく必要がある。	相談体制について、曜日の変更や時間の延長を行っている。 また、より専門性が高い相談については、チャットボットを利用してスムーズに相談できるようにしていく。	がん・疾病対策課	
137	X【(旧Twitter)等広告事業】【再掲】	X【(旧Twitter)等】上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行います。	8,173	8,624	X【(旧Twitter)等】上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数 45,000回/年	○	広告のクリック数 45,000回/年	81559回	45000回	181.2%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることができた。	相談窓口につながりやすくなる気持になるような、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課		
(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進																	
① インターネット上の自殺予告事業に対する迅速、適切な対応の実施																	
138	157 インターネット上の自殺予告事業への必要な措置	インターネット上における自殺予告事業においては、人命保護の観点から、通信事業者等の協力を得て発信者を特定し、住所等地を管轄する警察において人命救助等の措置をとります。			インターネット上における自殺予告事業を認知した際は、プロバイダ等の協力を得て、他都道府県警察と連携を取り、自殺予告者の安否確認を実施した。								関係部署と連携をとり、インターネット上の自殺予告者の安否を確認するなど、迅速・適切な対応に努めた。	プロバイダ等により書き込み内容が「緊急避難」の要件を満たさないと判断された場合、発信者情報を得られず、自殺予告者の特定ができないこと。 また、回答までに時間を要し、自殺予告者の特定が遅れることがあること。	引き続き、迅速・適切な対応に努める。	人身安全対策課 サイバーセキュリティ対策本部	
② インターネットの適切な使い方の普及啓発																	
139	青少年のスマホ利用保護啓発リーフレット	スマートフォンの適切な利用方法を保護者に向け啓発するリーフレットを作成し、SNSやインターネット上における青少年のトラブルを未然に防ぐ取組みを行います。	1,031	990	スマートフォンでの適切な利用方法に関する保護者向けリーフレットを92,690部印刷し、県内の新中学校1年生の保護者を対象に配付し、周知啓発を行った。	作成数 100,000部/年	○	作成数 100,000部/年	92690部	100000部	93%	B	保護者だけでなく、生徒本人に対する周知啓発方法についても検討する。	次年度も取組を継続予定。	青少年課		
140	携帯電話教室	児童・生徒が、携帯電話等の安全な使い方に関する知識とマナーに関する理解を深め、携帯電話等に関する様々なトラブルを未然に防ぐ取組みを実施します。	0	0	令和5年度の企業協力による携帯電話教室は公立学校において285校(県立高等学校54校・県立特別支援学校19校・公立小学校149校・公立中学校57校・公立高等学校4校・市立特別支援学校2校)実施した。								令和5年度の企業協力による携帯電話教室は公立学校において285校(県立高等学校54校・県立特別支援学校19校・公立小学校149校・公立中学校57校・公立高等学校4校・市立特別支援学校2校)実施した。	児童・生徒による携帯電話の利用が急速に拡大し「携帯電話の安全な使い方」や「使用方法に関するモラルやマナー」が社会問題としており、携帯電話・スマートフォン等の適切な使い方やSNS上のトラブル等への対処法についての啓発を図る必要がある。	今後も携帯電話教室の実施を継続し、携帯電話・スマートフォン等の適正な使い方やSNS上のトラブル等への対処法についての啓発を継続する。	学校支援課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

大柱・中柱 一項目	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況										課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課	
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)		決算額 (千円)	項目	計 画	独 自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判 定				
(9) 介護者への支援の充実																			
① 地域包括支援センター等と地域関係機関との協力体制の充実																			
	141	地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施	地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行っており、県は地域支援事業交付金を通じて、市町村が設置する地域包括支援センターの総合相談等の取組を支援します。	5,703,069の一部	5,652,481の一部 (見込額)	市町村が設置する地域包括支援センター運営事業の費用の一部を負担した。										(事業目的・目標に対する進捗状況を記入) 目標設定なし。引き続き地域支援事業交付金を通じて、市町村を支援していく。	センター職員の安定確保とセンター機能の強化	引き続き、地域支援事業交付金を通じてセンター運営事業の支援を実施する他、専門職のアドバイザー派遣を通じて、地域の課題解消に向けた個別支援を実施する。	高齢福祉課
	142	地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築	地域包括支援センターでは、地域における見守り、保護・医療・福祉、権利擁護等についての関係機関や団体、ボランティア等の様々な活動との連携を図り、ネットワークの構築に取り組んでおり、地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議(地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議)の必要経費に対して、地域支援事業交付金を通じて、市町村を支援します。	5,703,069の一部	5,652,481の一部 (見込額)	地域包括支援センター等による地域ケア会議(地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議)の開催回数 ※R6.8月に把握予定										(事業目的・目標に対する進捗状況を記入) 目標設定なし。引き続き地域支援事業交付金を通じて、市町村を支援していく。	自立支援・重度化防止を踏まえた地域ケア会議の推進	市町村単位では専門職の確保が困難なため、引き続き、専門職派遣事業を実施し、地域ケア会議の質的向上を図る。	高齢福祉課
② 家族介護支援等のための取組みの推進																			
	143	家族介護支援事業	市町村では、地域の実情に応じて、要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルプチェックや健康相談、介護者同士の交流会の開催を行う「家族介護継続支援事業」の実施により、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減しており、県は地域支援事業交付金を通じて、市町村の当該家族介護支援事業の取組を支援します。	5,703,069の一部	5,652,481の一部 (見込額)	市町村が実施する家族介護支援事業の費用の一部を負担した。										(事業目的・目標に対する進捗状況を記入) 目標設定なし。引き続き地域支援事業交付金を通じて、市町村を支援していく。	「家族介護支援事業」としては、84.8%の市町村が実施しているが、個々の事業ごとに見ると、実施している市町村数が50%を超える事業はなかった。高齢化の進展に伴い、ケアラーを支援する本事業の重要性はさらに高まっている。	引き続き、地域支援事業交付金を通じて家族介護支援事業の支援を実施する。	高齢福祉課
	144	「かながわ認知症コールセンター」の運営【再掲】	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、情報をもとめた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また、地域で開催している家族の集いの支援、相談会等の取組みを行います。	4,587	4,587	「かながわ認知症コールセンター」を年間154日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間1,027件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。	「かながわ認知症コールセンター」で開設日(週3回)は休むことなく相談業務を行う。(年末年始を除く)	○	毎年度約150日	154日	150日	102.7%	A			今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。	高齢福祉課	
③ ケアラー・ヤングケアラーへの支援																			
	145	かながわケアラー支援ポータルサイト	県ホームページにおいて、ケアラー支援に関する情報提供やケアラーのおかれている状況などの周知を行います。	0	0	ケアラースカフェなど当事者支援やケアラー支援を支える二次相談といったケアラー支援に関する情報提供を行った。	アクセス数累計 54,000件以上/年	○	アクセス累計 54,000件以上/年	50,592件	34,096件	54,000件	63.1%	C		アクセス数を増やしていく。	ケアラー本人や支援者にとって有用なサイトとなるよう、掲載内容をより充実させる。	高齢福祉課	
	146	ケアラーコールセンター事業	年齢や属性が様々なケアラーが気軽に悩みを相談できるよう、その相談を一元的に受けるケアラー専門の相談窓口を設置します。 ・電話によるケアラー相談(かながわケアラー電話相談) ・SNSを活用した相談(かながわヤングケアラー等相談LINE)	34,164	33,348	相談件数 LINE:263件 電話:52件										(事業目的・目標に対する進捗状況を記入) 相談窓口では、思いを傾聴し、具体的な支援窓口を紹介するなど、ケアラー専門の相談窓口として役割を果たすことができました。	相談窓口の認知度向上を図っていく。	相談窓口を広く周知し、相談を必要とするケアラーの掘り起こしを進める。	高齢福祉課
	147	ケアラー支援専門員配置事業	ケアラー・ヤングケアラーを適切な支援につなぐ、地域で支える体制を構築するため、県がモデル的に、ケアラー本人からの相談・支援に携わる支援者の間のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例について支援者からの相談対応(情報提供・連絡調整)を行うケアラー支援専門員を設置します。	9,367	9,357	ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 25回 支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 41件 ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 13件										(事業目的・目標に対する進捗状況を記入) ケアラーに関する研修会への講師登壇等を通じて支援機関とのネットワーク構築を進め、県内におけるケアラー支援の周知・理解促進に貢献した。	ケアラー支援者となり得る関係機関や関係団体等と広くネットワークを構築していく。	関係機関や関係団体等に対して、ケアラー支援専門員の存在を周知する。	高齢福祉課



【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱-中柱-項目	構成施策事業			事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課				
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定	
	153	「人権・子どもホットライン」の設置	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	13,860	13,860	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 204件 ・子ども・家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 1,565件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 1,370件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。	○	電話相談対応 365日	365日	365日	100%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」、「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等による電話相談を受け付ける。	子ども家庭課		
	154	支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	425	556	派遣回数120回 登録人数24人	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。	○	毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	120回	86回	139%	A	・令和5年度は新型コロナウイルス感染症の緩和もあり、派遣回数も伸びている。 ・安定的な事業活動のため、引き続き事業の普及や広報について、継続的に取り組む必要はある。	引き続き、児童相談所が適当と認められた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課	
② 児童虐待に関する相談支援体制の充実																		
	155	虐待虐待児へのこころのケア	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続したこころのケアを図ります。	12,222	11,896		虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続した面接等により、こころのケアを行った。								・児童虐待の相談受付件数は年々増加しており、引き続き丁寧な心のケアを行うことが必要である。	虐待を受けた子ども一人一人の年齢や発達に合わせ、面接等による心のケアを行う。	子ども家庭課	
	156	かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介しします。	54,072	49,326	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野(教育・警察・福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聞くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談 延べ2,150件 来所相談 延べ322件 LINE相談 延べ2,434件	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く課題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○	毎年度全体会議 1回 毎年度ブロック会議 5回 毎年度セミナー 受講者70人	1回 5回 70人	1回 5回 119人	1回 5回 70人	100% 100% 170%	A A A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、自殺に関する相談を含め困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	青少年課 青少年センター	
	157	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行い、市町村や関係機関への連携していきます。	54,072	49,326	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野(教育・警察・福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談 延べ552件 来所相談 延べ108件 LINE相談 延べ978件	ひきこもり支援市町村連携会議を、指定都市をのぞく30市町村を対象に開催 4回/年	○	会議開催 4回/年	4回	4回	4回	100%	A	・自殺に関する相談も含め困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの自殺に関する相談にも対応、支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター	
③ 配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力被害者等への支援																		
	158	配偶者等暴力相談【再掲】	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。				配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。								配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、女性相談員によるDV相談を実施し、暴力被害者等への適切な支援が図られた。	相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要がある。	県公報媒体やインターネットの活用等により、意識啓発や相談窓口の周知強化を図る。	共生推進本部
	159	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	「かならいん」では、性別を問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方からの相談を受けています。また、必要に応じて医療機関受診やカウンセリング、法律相談等の支援を行います。	63,776 (069 男性性及 DLGBTs相 談を含む)	55,838 (069 男性性及 DLGBTs相 談を含む)	相談受付:24時間365日 電話相談件数:2,544件 直接支援実績:205回	24時間365日対応の専用電話相談を運営することにより、性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談できる体制を継続するとともに、医療機関の受診、カウンセリング、法律相談など適切な支援を実施した。									引き続き、支援の充実が努める。	くらし安全交連課	
(12) 生活困窮者への支援の充実																		
① 生活困窮者への支援の充実																		
	160	生活困窮者自立促進支援事業【再掲】	現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。	71,891	71,862		生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。								新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相談者が急増しており、また、生活困窮者の課題も多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めなければならない。	生活困窮者の様々な課題に対応するため、引き続き関係機関と連携しながら支援を実施していく。	生活保護課	

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱-中柱-項目	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況						課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課		
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)		決算額 (千円)	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度
	161	フンストップ支援推進事業【再掲】	生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。	7,186	7,074	・制度周知のチラシを10,000部作成し、各市町村や関係機関に配布した。 ・生活困窮者自立支援制度に関する各種支援員向けの研修を実施し、支援員の資質向上及び支援員同士のネットワークづくりを取り組んだ。	○	毎年度、生活困窮者自立支援制度推進研修の受講者数150人	150人	63人	150人	42.0%	D	支援を必要とする人が相談窓口につながるよう、引き続き制度の周知を行う必要がある。	・制度周知用のチラシを作成し、制度の周知を図る。 ・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させ、支援員の資質向上および支援員同士のネットワークづくりに取り組む。	生活保護課
	072	求職者に対する生活支援相談【再掲】	シニア・ジョブスタイル/かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的・生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	0	0	シニア・ジョブスタイル/かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的・生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数:20人	△	対象者に各種必要な情報提供等がなされている。						シニア・ジョブスタイル/かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく必要がある。	引き続き事業を実施予定	雇用労政課
	163	生活困窮者への情報発信・啓発事業	支援制度等を一元的にとりまとめたポータルサイト「さばなびかながわ」を開発や生活支援に係る出前講座を実施した。	3,518	3,518	ポータルサイト「さばなびかながわ」を運営し、県内の支援制度やNPO等の取組を毎年を通して発信するとともに、生活支援に係る出前講座を年10回、実施した。	○	R9年までに70,000件とする	0件	69089件	48000件	143.9%	A	ポータルサイトの認知を広めるとともに、閲覧者が支援にアクセスできるよう内容の充実化に取り組むことが課題。	孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、孤独・孤立対策に係る取組みを加えて内容の充実化を図る。	生活保護課
(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等																
① ひとり親家庭相談窓口の整備																
	164	かながわひとり親家庭相談LINEの開設	平日夜間や土日に相談できる電話相談窓口を開発し、離職に悩む若年層や仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたる、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。	17,734	17,674	ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、様々な悩みを傾聴するとともに、多岐にわたる、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内した。	○	解決件数554件/年		461件	554件	83.2%	B	登録者数を増やすとともに、相談対応の向上に努めている。	引き続き、周知・広報を行い、登録者を増やすとともに、相談対応の向上に努める。	子ども家庭課
(14) 性的マイリティへの支援の充実																
① 性的マイリティに対する相談支援体制																
	165	性的マイリティの子どもに理解のある支援者育成事業【再掲】	NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。			【共生推進本部室】 NPO団体と課題解決のために連携・協働してチラシ配架等を行った。 【がん・疾病対策課】 相談窓口の周知を図った。	△	【共生推進本部室】 性的マイリティについて一般の理解促進を図ることができた。 【がん・疾病対策課】 関係機関に対し、性的マイリティに関する相談窓口を周知した。						【共生推進本部室】 県主催イベントの中でチラシを配布すればより効果があったと思われる。情報連携をより密着にする必要がある。 【がん・疾病対策課】 今後も精神保健福祉センターや各保険福祉事務所とLGBTへの考え方について情報共有をしていく必要がある。	【共生推進本部室】 NPO団体と引き続き課題解決のために連携・協働して事業を実施する。	共生推進本部室 がん・疾病対策課
	166	性的マイリティ(LGBT等)交流・研修事業【再掲】	性的マイリティ(LGBT等)の当事者の交流事業を実施するとともに、企業担当者や、児童福祉施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	1,131	940	・29歳以下の性的マイリティ(LGBT等)の当事者及びその家族の交流会を9回実施した。 ・児童福祉施設職員向け研修を2回実施した。 ・企業御帯団体の人事担当者向け研修会をオンラインで1回開催した。 ・講師派遣事業を10回実施した。	○	交流会 3会場計12回 企業向け研修 2回80人/年 児童福祉施設職員向け研修 2回160人/年		9回	12回	75.0%	B	・各種研修について、関係各所と連携しながら、広報等を工夫し多くの参加を呼び掛ける必要がある	・市や関係機関と連携し、広く周知するように努める。 【当初計画からの変更点】 ・交流会は、令和3年度から月1回の開催になり年計12回実施となっている。 ・企業向け研修は、令和3年度からオンラインで1回(定員50人のみ)実施している。 ・児童福祉施設職員向け研修は2回のみ開催となっている。	共生推進本部室
	167	かながわSOGI派遣相談【再掲】	性的マイリティ(LGBT等)の当事者及びその家族、支援者を対象に、派遣型個別専門相談を実施します。	690	422	・性的マイリティ派遣型個別専門相談を36件実施した。	○	相談実施回数60回/年		36回	60回	60.0%	C	・相談を実施する会場の確保を進める必要がある。	・市や関係機関と連携し、広く周知する。また、継続的に使用できる会場を確保し円滑な実施に努める。	共生推進本部室
	168	男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル「かながわ性犯罪・性暴力被害者フンストップ支援センター(かならいいん)【再掲】	「かならいいん」に開設している「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」で、性犯罪・性暴力の被害にあわれた男性及びLGBTs被害者の方の相談を専門相談員が受けています。なお、「かならいいん」でも、性別を問わず、被害者にあわれた方からの相談を受けています。	63,776 (159かならいいんを含む)	55,838 (159かならいいんを含む)	相談受付:毎週火曜日16時～20時(祝休日等除く) 電話相談件数:27件	△	男性性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤルを運営することにより、より専門性の高い支援を実施した。							引き続き、支援の充実を努める。	くらし安全交通課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

大柱・中柱 項目	構成施策事業		事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課			
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)			決算額 (千円)	計画 単 位	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判 定
(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化																	
① 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化																	
	169	いのちのほっとライン@ かながわ【再掲】	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供する。	54,914	52,587	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの、月～金及び日曜日(祝日・休日・12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く)の17時から22時まで(相談受付時間は21時30分まで)実施し、相談件数は7,791件となった。	関係機関につながる必要がある相談者の対応について、事業所と精神保健福祉センター等と意見交換を行った。また、緊急案件の対応もスムーズに行うことができた。								相談体制について、曜日の変更や時間の延長を行っている。また、より専門性が高い相談については、チャットボットを利用してスムーズに相談できるようにしていく。	がん・疾病対策課	
	170	「X(旧Twitter)等広告事業」【再掲】	「X(旧Twitter)等」上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行います。	8,173	8,624	「X(旧Twitter)等」上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数 45,000回/年	○	広告のクリック数 45,000回/年	81559回	45000回	181.2%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることができた。	相談窓口につながりやすくなるような、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課	
	171	ハイリスク者訪問支援【再掲】	自殺未遂者や精神疾患があり、自殺企図の可能性がある人に対して、指定相談事業所に専門の相談員を配置し、訪問支援等に取り組みます。	5,297	5,297	医療法人財団青山会への補助事業であり、以下のようを実施した。 ・専従相談員が自殺未遂者や企図者(ハイリスク者)に対し、訪問等相談支援を行った。 ・医療機関をはじめ関係機関と連携し、ハイリスク者の早期対応を図り未然に防止した。 ・関係機関との連携によるセーフティネットの構築により、切れ目のない支援を実施した。	指定相談事業所に専門の相談員を配置し、ハイリスク者に対して訪問・面談・電話等による支援活動を行う。	○	年間支援活動件数 100名以上	118人	100人	118.0%	A	精神的不安や不調を訴える方が多い状況である。相談の根拠にある様々な要因を的確に把握し、今後ハイリスク者に対し対応を行う必要がある。	自殺未遂者支援について、ヒーリングを行い、県全体の支援体制について検討していく。	がん・疾病対策課	
(16) 自殺対策に資する居場所づくりの推進																	
① 子ども、若者の居場所づくり																	
	172	かながわ子ども、若者総合相談事業【再掲】	電話または面談により困難を抱える子ども、若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介しします。	54,072	49,326	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野(教育・警察・福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども、若者の悩みを聞くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。	・子ども、若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども、若者を取り巻く課題に焦点をあてたセミナーを開催し、情報と共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○	毎年度全体会議 1回	1回	1回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども、若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面談相談、LINE相談を実施するとともに、自殺に関する相談を含め困難を有する子ども、若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	青少年課 青少年センター	
	173	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面談により相談支援を行い、市町村や関係機関への連携していきます。	54,072	49,326	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野(教育・警察・福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口より支援する中で、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。	ひきこもり支援市町村連携会議を、指定都市をのぞく30市町村を対象に開催 4回/年	○	会議開催 4回/年	4回	4回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面談相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方々や家族からの自殺に関する相談にも対応、支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター	
	174	ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討【再掲】	①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供する。  ②「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業において、ひきこもり当事者が外出せず気軽に参加できる居場所をメタバース内に設置し、社会参加や就労に繋がるコンテンツを発信する。	54,072	49,326	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに市町村にそのノウハウを提供した。 合計20回開催 延べ154人参加  9月9日にプレイベント、11月11日～12月10日に第1回イベント、2月2日～2月29日に第2回イベントを実施し、仕事や趣味に関するコンテンツを発信した。 全期間を通して1,418人の来場があり、ひきこもり当事者は425人(アンケート回答結果から約30%がひきこもり当事者と推定推計1,418人×30%)と、目標の90人を上回った。	①ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携して実施する。  ②ひきこもり×メタバース社会参加支援事業における会場への年間来場者数の30%	○	①20回	20回	20回	20人	100.0%	A	市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、ひきこもり当事者を支援するためのノウハウを提供するなど、引き続き市町村への支援が必要である。	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、市町村と連携しながらひきこもり支援に取り組んでいる。	青少年課 青少年センター
				11,000	10,969			○	②90人	90人	425人	90人	472.2%	A	令和5年度事業では、開催期間を定めて3回のイベントを実施したが、各開催期間が短かったため、ユーザー同士の交流が少なかったため、安心して交流できる環境づくりが必要である。	開催期間を6か月間に延長し、コンテンツを常設することで参加者の増えを促した。また、ユーザー同士の交流を主軸に置いた交流イベントを新たに実施し、イベントを楽しみながら交流できる環境を整える。	

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 項目	番号	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課			
		施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計 画 単 位	独 自 目 標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判 定
	175	ケアラー支援事業	緊急的に居住の場を失うケアラーに対し提供できる一時的な滞在場所を令和5年7月から稼働させ、あすなろサポートステーションの分室(サテライト)としての相談室を併設し、ケアラーへの相談機能を強化します。	9,540	9,540	緊急的に居住の場を失うケアラーに対し提供できる一時的な滞在場所を令和5年7月から稼働させ、あすなろサポートステーションの分室(サテライト)としての相談室を併設し、ケアラーへの相談機能を強化した。入居2件。相談実績1440件。	相談件数800件/年	○	相談件数800件/年	800件	1440件	800件	180.0%	A	令和5年度から運用を開始した事業であるため、引き続き安定した運用をしていく。	子ども家庭課	
(17) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知																	
① 報道機関への「マスメディアのための手引き」の周知																	
	176	かながわ自殺対策会議の実施	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催します。			年2回7月と10月に実施し、県の自殺者の状況や自殺対策の取組を共有、今後の自殺対策の取組について検討した。	自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年2回開催し、必要な情報共有を図る。	○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催		2回	2回	100.0%	A	情報共有だけでなく、より効果的な取組について意見を求めているような会議構成としていく必要がある。	がん・疾病対策課	
7 自殺未遂者の再発の再発防止を図る																	
(1) 救急医と精神科医との連携																	
① 救急搬送された自殺未遂者の再発防止に向けた救急医と精神科医の連携体制整備																	
	177	自殺対策検討会の実施	保健福祉事務所・センターにおいて、各地域の一般医療機関と精神科医療機関の連携について、地域の実情に応じ、会議の研修を通じて課題の検討に取り組みます。			【鎌倉保健福祉事務所】 ・生きるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会(鎌倉市、逗子市、葉山町、鎌倉社会福祉協議会、逗子市社会福祉協議会、葉山町社会福祉協議会)を母体開催。 ・鎌倉・逗子・葉山地域における自殺対策推進のため、より一層、関係機関との連携を密にし、支えあう地域づくりを目指している。 【小田原保健福祉事務所】 会議、研修会 【大和センター】 自殺対策検討会…1回開催、参加者数25 【平塚保健福祉事務所】 自殺対策検討会を年1回実施。 検討会に向けて、自殺対策担当者連絡会を年2回実施した。 検討する関係機関は、管内市町、救急医療機関、精神科医療機関、警察、消防、管内事業所、労働関係機関、県精神保健センター等であり、助言者として東海大学の精神科医師の協力を待っている。	各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施	○	保健福祉事務所・センター計8箇所すべてで毎年年度検討会を開催	8箇所	8箇所	100.0%	A	【鎌倉保健福祉事務所】管内市町のそれぞれの課題をすり合わせ、実行委員会を取り組める内容について、検討していく必要がある。 【小田原保健福祉事務所】これまでのところ、自殺未遂者支援の実践例がない。 【大和センター】対面開催、オンライン開催それぞれにメリットとなる効果があり、地域の実情などに合わせて開催方法を選択していく必要がある。今年度は未遂者支援に重点を置き、事例検討を通して各機関が活発に意見交換することができ、昨年に比べ、自殺対策に対する関係機関の意識の変化が見られた。ハイスコアである未遂者が必要時、適切な機関にアクセスすることができるよう、各関係機関ができる支援方法について具体的に検討していくことが課題。	【鎌倉保健福祉事務所】引き続き、各市町及び社協と連携し、実行委員会を開催していく。 【小田原保健福祉事務所】自殺未遂者支援をテーマに、連携会議、研修会を実施する。 【大和センター】 【参加者】管内精神科病院、管内障がい福祉課、福祉事務課、健康づくり推進課、管内相談支援事業所等。 【目的】地域の自殺対策の取組確認し、県の消防を含めた関係機関で、自殺対策検討会や自殺対策担当者連絡会を活用し、各機関ができる未遂者支援の検討を行う。	精神保健福祉センター	
	178	自殺未遂者支援事業	救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送された精神的な問題を抱えた自殺未遂者及び家族に対して、関係機関と連携した支援を行います。			県内にある救命救急センター(東海大学医学部付属病院)に相談専門職(社会福祉士)を配置し、搬送された自殺未遂者に対して面接相談、地域の関係機関との連携を図り、連絡調整会議・ケース検討会の開催、自殺未遂者への退院後のフォローを行う等、医療機関、警察、救急隊、行政機関と連携した支援体制の構築を進めた。 ・支援実施件数 192件 ・連絡会議実施回数 3回 ・電話フォロー率 72.8%(131人)	自殺再発防止のため、東海大学医学部付属病院に救急搬送された未遂者への退院後フォローとして、退院1月後に電話フォローを行い、希死念慮の有無について再確認する。	○	電話フォロー率50%以上	54.0%	72.8%	50.0%	145.6%	A	自殺未遂の起こるケースは様々で、継続的なフォローが必要なものに適切な支援が届くよう、地域につなげる必要があることから、全県県内においても地域の関係機関との連携強化が一層求められる。	事業フローをもとに、本事業における様々なケース等を通じて、東海大学医学部付属病院と保健所の役割を振り返り、継続的な支援が必要となる場合に地域につなげることを見据えて課題等を検証していく。	がん・疾病対策課
(2) 精神科救急医療体制の充実																	
① 症状に応じた迅速で適切な医療が身近な場所で受けられる体制の充実																	
	179	精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療に繋がるように精神科救急医療体制を整備します。	397,337	378,134	各医療機関において、新型コロナウイルスのクラスター発生等、感染症対応に合わせ、精神科救急医療システムのある患者についても新型コロナウイルス感染症のある場合の受入先の選定に難航する状況があり、精神科救急・身体合併症対応施設数の目標値を達成できなかった。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○	横須賀・三浦地域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	7施設	85.7%	B	身体合併症対応施設は、精神科を有する総合病院にその役割を担ってもらっているが、県内の精神科を有する総合病院は限られており、身体合併症対応施設で集中的に患者を受け入れるのではなく、各病院の身体・精神科の対応力を向上させていく必要がある。	各医療圏における一般科(身体科)病院と精神科病院との連携を一層推進し、精神科病院において、一定レベルの身体疾患対応が可能となるよう身体合併症対応スキルの向上を図る取組を検討していく。	がん・疾病対策課	
(3) 自殺未遂者のケア等の研修																	
① 精神科医療従事者等への自殺未遂者支援研修の実施																	
	180	自殺未遂者支援研修の実施	精神科医療機関等の関係機関や行政機関の職員を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	36	36	オンラインで開催した。66人	年1回実施	○	年1回実施	0回	1回	1回	100.0%	A	自殺対策事業における、他の事業との連携等について、検討が必要である。	研修内容や方法について検討して、企画していく。	精神保健福祉センター



【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱一中柱一項目	構成施策事業		事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課				
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)			決算額 (千円)	計 画 単 位	独 自	目標 (A)	計画当初 時点(B)				R05 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判 定
	187	ベッドサイド法律相談	県は、法律専門家である司法書士が入院先へ赴き、医療機関の理解を得て、未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行います。	200	164	通年9件、6圏域で実施した。	2次保健医療圏9圏域すべての協力医療機関で実施(5圏域)	○		9圏域で実施	0圏域	6圏域	2圏域	300.0%	A	自殺に至る要因は様々な問題が複合的に絡み合っていると言われている。救急搬送された自殺未遂者のうち、原因が法律問題である場合には、早い段階から問題解決へ向けて、入院中から法律専門家による生活相談を行うことが重要である。	法律専門家である司法書士が入院先へ赴き、医療機関の理解を得て、自殺未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行う。 2次保健医療圏9圏域の医療機関で実施できるように周知する。	精神保健福祉センター
(6) 学校、職場での事後対応の促進																		
① 学校、職場での自殺未遂の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供																		
	188	コンサルテーション事業	精神保健福祉センターにおいて、保健福祉事務所等関係機関における複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を関係機関等に派遣して必要な助言を行います。			令和5年度は、市町村、福祉事務所及び関係機関が持つ20例に対し精神科医師と福祉職を派遣し、コンサルテーションを実施した。20件のうち、2件は、自殺ケースに関わった支援者に対して支援を行い、1例は自殺のハリスクにかかわる関係者への助言を行った。	自死ケースに関わった支援者への支援、及び自殺のハリスケースに係る関係者への助言を行う等、コンサルテーション事業を通じて、学校等地域関係機関における自殺対策の推進に一定の成果があったと考えられる。	○								遭された人々への支援を進めるため、本事業の活用促進に向けて周知を積極的に行っていく必要がある。	地域へ周知を積極的に行うとともにコンサルテーションの依頼があった場合には、福祉職等の専門職が精神科医師と連携して速やかに支援を実施していく。	精神保健福祉センター
	189	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存等精神疾患を抱える方々の支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等の強化を図った。 【相談件数】16,141件(延件数) 【訪問】1,683件(延件数)	相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している、精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立っている。	○								隔託医相談では周知をはかっている。	引き続き関係機関と連携を図っていく。	保健福祉事務所・センター
	190	公立学校への緊急支援チームの派遣	県立学校及び県内市町村立学校(政令指定都市を除く)からの要請に応じて、スクールカウンセラー・ハリスキーや県教育委員会指導主事等から構成される緊急支援チームを派遣し、事案の取束に向けての各学校における組織的な対応の助言を示し、児童・生徒のこころのケアを行います。	800	501	公立学校16校に23チーム、延べ27人の臨床心理士及び44人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事案の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。	公立学校16校に23チーム、延べ27人の臨床心理士及び44人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事案の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。	○								緊急事態に即応する必要がある。臨床心理士の確保が困難な場合がある。	緊急事案発生後、早期の段階で連絡調整することにより臨床心理士を確保し、児童・生徒等のケア体制の充実を図る。	学校支援課
8 遭された人への支援を充実する																		
(1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援																		
① 遺族のための集いの開催や自助グループへの支援																		
	191	自死遺族の集いの開催	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、自死遺族支援団体の民間団体との情報共有、連携を強化し、大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取り組みを進めます。	368	314	年5回開催した。2月の回は大雪のため中止した。参加者のアンケートでは、「同じ立場の参加者の話を聞いて気持ちも落ち着いて」「自分だけではないと思う事ができてよかった」「話す事ができて気持ちも楽になった」など参加に対し肯定的な内容が多く聞かれた。	自死遺族の集い開催数 6回/年	○		開催数 6回/年	0回	5回	6回	83.3%	B	同じ体験をした方が、安心して互いに体験を語れる場を安定的に継続的に提供することが必要。 時間短縮、2グループに分けるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて実施した。	同じ体験をした方が、安心して互いに体験を語れる場を安定的に継続的に提供していく。	精神保健福祉センター
② 遺族が相談しやすい相談支援体制の充実																		
	192	自死遺族相談	「自死遺族電話相談」(毎週水曜日・木曜日 13時30分～16時30分)を専用回線で実施します。また、必要方には、「自死遺族面接相談」(月曜日～金曜日 9時～17時※祝日を除く)を実施し、より質の高い相談支援が提供できるよう取り組みます。	903		自死遺族電話相談 祝日・年末年始を除く水・木曜日13:30～16:30 193件(稼働日数:99日) 自死遺族の持つ複雑な思いを周囲の人が受け止めることはとても難しいため、必要な方には、「自死遺族面接相談」を実施しています。	自死遺族は、自身の複雑な思いを話すことができない場合があるため、自死遺族が心理的に孤立しないように、自死遺族の思いを受け止める電話相談を継続して実施し、必要に応じて自死遺族への相談機関等の情報提供が必要である。	○		自死遺族電話相談 週2回	週2回	週2回	週2回	100.0%	A		相談員のスキル向上とサポートも含めて、継続実施していく。	精神保健福祉センター
(2) 学校、職場での事後対応の促進																		
① 学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供																		
	193	コンサルテーション事業【再掲】	精神保健福祉センターにおいて、保健福祉事務所等関係機関における複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を関係機関等に派遣して必要な助言を行います。			令和5年度は、市町村、福祉事務所及び関係機関が持つ20例に対し精神科医師と福祉職を派遣し、コンサルテーションを実施した。20件のうち、2例は、自殺ケースに関わった支援者に対して支援を行い、1例は自殺のハリスクにかかわる関係者への助言を行った。	自死ケースに関わった支援者への支援、及び自殺のハリスケースに係る関係者への助言を行う等、コンサルテーション事業を通じて、学校等地域関係機関における自殺対策の推進に一定の成果があったと考えられる。	○								遭された人々への支援を進めるため、本事業の活用促進に向けて周知を積極的に行っていく必要がある。	地域へ周知を積極的に行うとともにコンサルテーションの依頼があった場合には、福祉職等の専門職が精神科医師と連携して速やかに支援を実施していく。	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 項目	番号	構成施策事業		事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方針性 (令和6年度分)	所管課			
		施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)			計画当初 時点(B)	R05 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定						
	194	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携の強化を図った。 【相談件数】16,141件(延件数) 【訪問】1,683件(延件数)		相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。						精神保健福祉普及相談事業	精神保健福祉センター			
	195	公立学校への緊急支援チームの派遣【再掲】	県立学校及び県内市町村立学校(政令指定都市を除く)からの要請に応じて、スクールカウンセラー・スーパーバイザーや県教育委員会指導主事等から構成される緊急支援チームを派遣し、事象の取組に向けての各学校における組織的な対応の進捗を示し、児童・生徒のこころのケアを行います。	800	501	公立学校16校に23チーム、延べ27人の臨床心理士及び44人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事態の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。		公立学校16校に23チーム、延べ27人の臨床心理士及び44人の指導主事等を派遣し、事件・事故等学校における緊急事態の早期解決を図り、同時に、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア体制の充実を図ることができた。						緊急事態に即応する必要がある。臨床心理士の確保が困難な場合がある。	緊急事態発生後、早期の段階で連絡調整することにより臨床心理士を確保し、児童・生徒等のケア体制の充実を図る。	学校支援課		
(3) 遺族への関連情報の提供の推進																		
① 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の相談先を掲載したリーフレットの配布、周知																		
	196	リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。			自殺対策関連リーフレットは、25,500部作成し、県庁等市町村及び保健福祉事務所・センター並びに市内や関連する民間団体等幅広く配布した。	自殺対策関連リーフレットを作成し、講演会等で県民への周知を実施	自殺対策関連リーフレットは、25,500部作成しR5年度中に配布し、残数は無くなった。						物価高の影響を受け、リーフレットの需要増にどこまで対応できるかが課題である。	引き続き、リーフレットを作成し、市町村等からの要望に合わせて配布していく。	精神保健福祉センター		
	197	かながわ自殺対策会議ポータルサイト【再掲】	「かながわ自殺対策会議」の構成団体が実施する普及啓発、相談事業等についてとりまとめ、一元的に情報発信するポータルサイトの作成、運営をしていく。			ポータルサイト開設に向けて取組みを実施した		ポータルサイトの校正を検討、ホームページ掲載方法について検討、調整を行った。						定期的に各機関に周知をしていく必要がある。	自殺対策の取組がわかりやすく情報提供できるように、HPのデザイン、情報を更新していく。	がん・疾病対策課		
(4) 遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上																		
① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発																		
	198	自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。			自殺対策基礎研修1(オンライン開催)103人、自殺対策基礎研修2(オンライン開催)66人、第1回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人、第2回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人、合計108人	自殺対策基礎研修 2回 地域自殺対策担当者研修 2回							100%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	精神保健福祉センター
9 民間団体との連携を強化する																		
(1) 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援																		
① 人材育成に関する相互協力及び民間団体が行う先駆的な自殺対策の支援																		
	199	民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援	民間団体(横断的のちのちの)の電話相談支援事業に対する補助を行い、電話相談員が熟練の相談員に指導を受けて(スーパービジョン)、資質を向上させるための支援を行っています。また、活動や相談員募集に関する広報等の協力を行っています。			精神的危機に直面している人々を支援する相談員の質の向上を図るため、相談員を対象にスーパービジョンを実施した。また、相談員相互による実践的な学びの場としての研修を地区別のグループに分かれて実施した。	スーパービジョン相談員育成 成数 400人/年								相談員の高齢化、人材不足の問題あり。	研修事業活動について周知を含めて引き続き協力を行っていく。	がん・疾病対策課	
	200	電話相談関係機関業務研修会の開催	地域で電話相談を実施している関係機関や電話相談及び相談業務を行っている相談者が、電話相談の基本的姿勢等を学び、さらに相談者の資質の向上を図るため、電話相談員研修の開催に取り組みます。			事業委託をしたため実施していない。特定電話相談員のための事例検討会等を行っている。									こころの電話相談が委託化され、特定電話相談を継続しており、スキルアップに向けた内容、方法の見直しが必要である。	特定電話相談のスキルアップに向けた内容、方法で計画していく。	精神保健福祉センター	
② 自死遺族の集いの開催やグループ支援等の取組みの連携、推進																		
	201	自死遺族の集いの開催【再掲】	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。	368	314	年5回開催した。2月の回は大雪のため中止した。参加者のアンケートでは、「同じ立場の参加者の話を聞いて気持ちが落ち着いた」「自分だけではなかった」「話す事ができて気持ちが楽になった」と参加に対し肯定的な内容が多く聞かれた。	自死遺族の集い開催数 6回/年								同じ体験をした方が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供することが必要。時間短縮、2グループに分けるなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて実施した。	同じ体験をした方が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供していく。	精神保健福祉センター	
(2) 地域における連携体制の強化																		
① 地域における公的機関、関係機関、民間機関、ボランティア団体との連携体制の強化																		
	202	かながわ自殺対策会議の実施【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催します。			年2回7月と10月に実施し、県の自殺者の状況や自殺対策の取組を共有、今後の自殺対策の取組について検討した。	自殺対策を多角的に検討し、総合的に推進するため、様々な関係機関や民間機関、行政機関で構成された会議を毎年2回開催し、必要な情報共有を図る。	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催						100%	A	情報共有だけでなく、より効果的な取組について意見を求め、よりよい会議構成としていく必要がある。	県庁で協議して、自殺対策の取組について検討できるようにしていく。	がん・疾病対策課



【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱-中柱-項目	番号	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課					
		施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計画 計画 独自	目標 (A)	進捗 計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定		
②		自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討																	
	208	地域自殺対策ハリスク 地ネットワーク会議【再 掲】	自殺多発地域における、定期的な巡回 パトロールの実施、地域周辺の安全確保 に取り組みます。			地域自殺対策ハリスク地ネットワーク 会議(行政・民間団体・機関)を開催し てネットワークを構築し、具体的な対策 について協議を行った。 宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会(部会) を開催し、現地視察を行い、具体的な ハード面の対策について検討した。 宮ヶ瀬湖周辺地域パトロール連絡会 (部会)を開催し、自殺の状況を把握し た。 巡回パトロール事業を行い、供花の回 報、相談カードの配架等、自殺にくい 環境整備を行った。 県・相模原市・清川村で広域的に自殺 対策普及啓発することができた。	地域ハリスク地ネットワーク 会議を年1回 宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会を 年1回 宮ヶ瀬湖周辺地域パトロール 連絡会を年1回、 巡回パトロールを継続実施す る。					4回	3回	133.3%	A	インターネットの情報から自殺目的で宮ヶ瀬湖 周辺に来る人が後を絶たない。夜間・深夜の 来訪者が多いため、地域住民の理解と協力 が必要である。今後も市民のネットワークに よるハード面とソフト面の対策を講じてい く。引き続き、県・相模原市・清川村で広域連携 による自殺対策を展開していく必要がある。	行政、警察、消防、民間機関によるネットワ ークを構築し、具体的な対策について協議し ていく。 県・相模原市・清川村で広域連携による自殺 対策普及啓発を講じる。	保健福祉事務所 (厚木保健福祉事務所)	
10	子ども・若者の自殺対策を更に推進する																		
	(1) いじめを苦にした子どもの自殺予防																		
	① いじめの早期発見をする地域の体制整備																		
	209	「人権・子どもホットライ ン」等による相談対応	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子 どもを守ることを目的とした子ども専用の 電話相談のほか、「子ども・家庭110 番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等 で、育児不安の解消、虐待の早期発見、 早期対応を図ります。	13,860	13,860	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～ 21時)相談受付件数 204件 ・子ども・家庭110番(毎日9時～20時) 相談受付件数 1,565件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時 間365日)1,370件	「人権・子どもホットライン」等に よる相談対応 子ども・家庭110番 人権・子どもホットライ ン 毎日9時～21時 児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間365日					365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談 しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を 設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子ども を守ることを目的とした子ども専用の電話相談 「人権・子どもホットライン」、「子ども・家庭110 番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等によ る電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	210	いじめ・暴力行為問題対 策協議会	私立中学高等学校協会、私立小学校協 会、私学保護者会連合会の役員を集め て協議をし、情報提供を行います。	-	-	・第1回を11月20日に実施し、私立学校 関係者が17名参加した。私学振興課か ら「令和4年度 神奈川県児童・生徒の 問題行動・不登校等調査の結果」につ いて、情報提供と質疑応答を行った。 ・第2回を12月18日に実施し、私立学校 関係者が42名参加した。私学振興課 から「現在のいじめ問題に関する課題」に ついて情報提供と質疑応答を行った。 また、「人権・同和及びいじめ問題研 究会」を合わせて実施した。	私立中学高等学校協会等の役 員を招請し、年1回協議会を開 催					1回	2回	1回	200.0%	A	・いじめ防止対策推進法に則したいじめの認 知が、学校現場で進んでいないと思われる状 況が見受けられる。	・いじめの認知及びいじめ重大事態」の認定 について、学校現場の認識が深まるような情 報提供を目指していきたい。	私学振興課
	211	いじめ問題対策研修会	外部講師を招き、毎年研修内容を設定 し、県内私立学校の教職員を対象に研 修会を実施します。	72	61	・12月18日に、「第2回 いじめ・暴力行 為問題対策協議会」を合わせて実施 し、私立学校関係者が42名参加し た。一般社団法人こころ未来アドバイ ザー 渡邊信二氏から、「学校における いじめ防止と発生した際の対応」とい うテーマで講演と質疑応答を行った。	県内私立学校の教職員を対象 に年1回研修会を実施					1回	1回	1回	100.0%	A	・いじめ防止対策推進法に則したいじめの認 知が、学校現場で進んでいないと思われる状 況が見受けられる。	・いじめの認知及びいじめ重大事態」の認定 について、学校現場の認識が深まるような情 報提供を目指していきたい。	私学振興課
	212	教育指導担当職員による 「いじめ」に関する教育相 談の実施	教育指導担当職員が電話(場合によっ ては直接)にて保護者、生徒等からの教育 相談を実施します。	-	-	・令和5年度において、保護者、生徒等 からのいじめに関する教育相談を約50 件受けた。 ・相談者からの要望に応じて、学校に情 報提供を行った。	保護者、生徒等からの教育相談に、丁寧に寄り添った対応をすることができた。 ・県内で情報共有を行い、教育相談を受ける担当者が変わっても、適切な対応をすることができた。							1回			・保護者、生徒等が匿名を希望した場合、学 校が具体的な対応を取れない場合がある。	・引き続き、保護者、生徒等の教育相談に、よ り丁寧に寄り添った対応を目指したい。 ・引き続き、県内で情報共有を行い、教育相談 を受ける担当者が変わっても、適切な対応を 目指したい。	私学振興課
	② いじめに対する学校・教育委員会、家庭・地域の連携強化																		
	213	いじめ防止対策推進法の 推進	いじめ防止等の取組みを推進するため、 各学校におけるより効果的な研修等の実 施や、関係機関や家庭・地域との連携の 実現をめざします。	0	0	いじめの防止を推進するとともに、学校 内部や外部の専門組織の連携を定め た対応のために、管理職や生徒指導担 当教諭に研修を実施した。また、学校 いじめ防止基本方針についてホーム ページ等で地域住民に公表した。	いじめ問題に係る点検票の該 当項目のA評価 それぞれ 70%					70% (関係機関)	88.5%	70.0%	126.4%	A	社会背景、教育的ニーズに対応したいじめ の防止対策が求められる。また、警察機 関や児童相談所等外部機関と連携が重要な ケースがある。	データの客観的分析と効果的な取組事例を 集積し、学校がいじめに対してより迅速かつ的確 に対応できるような研修等を行う。また、学校い じめ防止基本方針を保護者、地域住民に周知 し、理解と協力を得られるよう努める。	学校支援課
	③ いじめに対する相談支援体制の充実																		
	214	24時間子どもSOSダイヤ ルの実施	いじめをはじめとした子どものごとに 対応するため専用の電話相談窓口を設 け、24時間365日対応します。	30,121	15,104	専門の電話相談窓口を24時間365日設 置し、いじめをはじめとした子どもに関 する様々な困りごとや悩みについて、令 和5年度は、4,652件に対応した。	いじめをはじめとした子どもの 困りごと全般に、専用の電話相 談窓口で24時間365日対応し、 相談者の心の安定を図ることが 目標。										相談者が「死にたい」と訴えるなど、命に関 わる緊急性が高い相談への対応、また、多様な 困りごとや悩みに対応してより迅速かつ的確 に対応されていることが課題である。	専門の相談窓口で、いじめや不登校をはじめ とした子どもの様々な困りごとや悩みに関 して24時間365日対応し、相談者の不安な気 持ちを寄り添って、心の安定を図る。 児童・生徒の命に関わる緊急性を要する相談 等、多様なニーズに適切に対応していくため、 より専門性を高める研修やケース会議等を通 じて、引き続き、相談員のスキル向上を図っ ていく。	総合教育センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 項目	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課			
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)		決算額 (千円)	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)				R05 (C)	達成目安 (D)	進捗率の進 捗度
(2) 学生・生徒への支援の充実																
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化																
	215	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	県立高等学校では、心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取り組みます。	188,434	187,065	・スクールカウンセラーの配置を大幅に拡充し、すべての県立高等学校・中等教育学校(137校)に配置し、24,997件の相談に対応した。 ・スクールカウンセラー・スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言等を行った。	○	スクールカウンセラー 140名配置 (令和9年度時点)		140人	140人	100.0%	A	子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいたことを踏まえ、潜在的に支援が必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールカウンセラーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。	学校支援課
	216	県立高等学校等へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの生徒等に対応できるように取り組みます。	166,576	162,765	・スクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、すべての県立高等学校・中等教育学校(137校)に配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を18,654回実施した。	○	スクールソーシャルワーカー 140名配置 (令和9年度時点)		140人	140人	100.0%	A	子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいたことを踏まえ、潜在的に支援が必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールソーシャルワーカーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。	学校支援課
	217	県立高等学校へのスクールメンター配置【再掲】	学校生活の様々な機会の中で、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	6,669	6,112	困難を抱えている生徒を支援するため、スクールメンターの配置を必要とする県立高等学校の2校、県立中等教育学校2校に配置し、相談や学習支援等に対応した。	○	スクールメンター 20名配置/年		24人	20人	120.0%	A	希望するすべての学校にスクールメンターを配置し、活用できるよう、配置計画の検討を行うことが課題である。	限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携した校内支援体制の充実に取り組む。	学校支援課
	218	県立学校への自殺予防の啓発【再掲】	県教育委員会が作成した自殺予防に向けた教職員向けの指導資料「児童・生徒の自殺予防に向けたこころサポートマップ(改訂版)」の活用を図るとともに、教職員向けのゲートキーパー研修を各学校で実施し、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	0	0	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルズに関する深いスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び教職員等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施した。 ・実施回数:3回	○	1,400名 (5箇年累計)	0人	310人	280人	110.7%	A	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する啓発活動に更に取り組む必要がある。	引き続き、教育現場において児童・生徒のメンタルヘルズに関する深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとした研修会等を実施する。	学校支援課
	219	公立中学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	360,105	352,217	1. 配置状況(政令市を除く) 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4 教育事務所及び横須賀市教育委員会 に配置 2. 相談件数 合計64,766件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として 不登校21,475件、いじめ482件、虐待469件などがある。	○	県内中学校への配置100%/年		100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。 あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチとつなぐ「かながわサポートドッグ」の取組を推進していく。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取組を推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実を努めていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。	子ども教育支援課
	220	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等のネットワークの構築等、多様な支援方法を狙って、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	84,065	77,083	1日あたり7時間、年間35回勤務のスクールソーシャルワーカーを50名配置した。(湘南三浦地区14名、県央地区16名、中地区10名、県西地区10名) また、スクールソーシャルワーカーアドバイザーを各教育事務所11名配置するとともに、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数(延べ数) 9,412件	○	スクールソーシャルワーカー 54人  スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2人	54人	54人	2人	100.0%	A	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	スクールソーシャルワーカーの配置については、教育相談体制を整備するに当たり、より格別の注意で安定的に全ての学校に効果を普及するため、広域的行政を担う県が主体的に行うとともに、市町村への助言や、地域の実情に応じた役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、各教育事務所にはスクールソーシャルワーカーアドバイザーを配置する。 あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチとつなぐ「かながわサポートドッグ」の取組を推進していく。	子ども教育支援課
	221	私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置【再掲】	県内私立学校においても、臨床心理士の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取り組みます。			具体的な話ができていない。		カウンセラーの配置状況について確認した。						私立学校との連携の方法について検討が必要である。	連携方法について検討していく。	がん・疾病対策課
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化																
	222	地域連携による高校生のこころサポート事業【再掲】	本事業推進校に指定された学校の活動報告を、県立高等学校等の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、県立高等学校等に対して、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の普及に取り組みます。	790	525	県立高等学校の中から、事業推進校6校を指定し、ストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施するなど、こころの課題を抱える生徒への対応等の校内研修を実施した。 実施回数:35回	○	500名 (5箇年累計)	0人	160人	100人	160.0%	A	児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を受けている生徒や、学校不適応や精神疾患、発達障害の課題を抱える生徒など、多岐に渡る課題や困難を抱える子どもへの対応が求められている。	引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組む。	学校支援課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱 項目	構成施策事業		事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課		
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)			決算額 (千円)	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進	223	県立学校における緊急時の児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	緊急時の県立学校における取組みや、教育実践を支援します。	0	0	・学校保健安全法に基づき、学校において、児童生徒等の心身の健康に関し、校内外の連携体制を築き、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行った。また、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時は、各校の危険等発生時対応要領(危機管理マニュアル)に沿って、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行った。 ・発達段階に応じたいのちを大切に「指導や「心のケア」につながる支援、性犯罪や性暴力、人権に關連する相談機能一覧について、令和4年3月に改定した「性に関する指導の手引き」の活用を促す中で周知した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。	学校保健安全法に基づき行われる各校における健康相談、保健指導のため、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。							危険等発生時は、特に緊急支援を要し、支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より迅速に校内外の連携体制を築き、児童生徒等の安全の確保を図りつつ、支援を行う必要がある。	各校における取組や教育実践の支援を継続していた。事例検討などを引き続き行う。「性に関する手引き」の活用を促進していく。	保健体育課
	224	障がい者理由とする差別に関する相談の受付【再掲】	障害者差別解消法に係る相談窓口を設置し、対面のほか、電話、ファックス、フォームメールにより相談を受け付けます。相談内容については関係する課又は所定で対応します。	0	0	障害者差別解消相談直通電話による相談、フォームメール等による相談を受付した。(延べ36件)	相談内容を聴取した後、記録をし、相談内容に關係する事業所管課へ情報を伝達し、適切に引き継ぎ、相談内容を引き継いだ事業所管課は、相談内容に対応した。							当該相談窓口における対応案件の対象外となる相談が寄せられることが複数あるため、県民サービス向上のため、窓口の案内を分かりやすくする必要があります。		行政課
	225	障がい者理由とする差別に関する相談窓口の周知【再掲】	県教育委員会のホームページで周知を図るほか、県立学校の児童・生徒用の相談窓口周知ポスターに障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載し、児童・生徒への周知を図ります。	85	50	障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載したポスターを作成し、県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。	相談窓口周知ポスターへ当該相談窓口を掲載する。	予定どおりの時期に、ポスターを作成し、県立学校へ配付、校内での掲示、児童・生徒への周知を依頼した。						障がい者差別に協む児童・生徒が相談窓口へ相談できるよう、目に留まるポスターを作成することで、引き続き相談窓口を周知していくことが必要。	昨年度と同様、ポスターを作成、県立学校へ配付する。	行政課
③ SOSの出し方に関する教育の推進																
① 教職員に対する普及啓発及び研修の実施																
226	自殺対策に関する出前講座【再掲】	小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した時に、生きることを選択できるように、教職員や児童・生徒を対象に、自殺対策やストレス対処法についての知識を深める「出前講座」を実施します。			実施回数14回、参加者数570人。内訳は小学校4回、中学校5回、高等学校2回、中高一貫校1回、教育委員会・その他3回。	開催箇所、累計75箇所で行った出前講座の実施	○	5年間の開催箇所累計 75箇所	0箇所	14箇所	15箇所	93.3%	B	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
227	教職員向け研修会への講師派遣【再掲】	教職員向け研修会等で教職員を対象に、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することができるように、精神保健福祉センターから講師を派遣します。			実施回数2回、参加者数995人。	研修会への講師派遣累計 24回	○	講師派遣5箇年累計12回	0回	2回	2回	100.0%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
② 児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施																
228	SOSの出し方に関する教育の推進	「いのちの授業」の取組みに位置づけたり、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各年度の授業や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育に取り組みます。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について学校への周知を図ります。	—	—	全市町村教育委員会の指導主事等(37名程度)を対象とする全県指導主事会議において、(SOSの出し方に関する教育)の推進に向けた周知の充実を図るとともに、実践事例の共有や課題を協議するなどして、自殺予防教育の理解を深めている。	県立高等学校及び県立中等教育学校の管理職を対象とした教育課程説明会において、「生命(いのち)の安全教育について情報提供を行った。また、長期休暇の前後に全校生徒との面談を行い、一人ひとりに特等県内県外にはSOSを出せる場所が用意されていることを伝えました。	○	各年度、全県指導主事会議1回開催	3回	1回	300.0%	A	各学校の事情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育について、より一層の充実を図っていく。	県教育委員会として各学校の取組状況を次年度も引き続き把握し、情報提供をする。	子ども教育支援課	
④ 子どもへの支援の充実																
① 子どもに関わる相談窓口の整備																
229	「子ども・家庭110番」児童相談所全国共通ダイヤルの設置【再掲】	子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	13,860	13,860	・子ども家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 1,565件 ・児童虐待相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 1,370件	「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日	○	電話相談対応 365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
230	「人権・子どもホットライン」の設置【再掲】	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	13,860	13,860	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 204件 ・子ども・家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 1,565件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 1,370件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。	○	電話相談対応 365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」、「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等による電話相談を受け付ける。	子ども家庭課



【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱・項目	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況							課題	次年度の方角性 (令和6年度分)	所管課		
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)		決算額 (千円)	項目	計画 単 位	独自 目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)	達成目安 (D)				進捗率or進 捗度	判定
	239	ストレスチェックホーム ページ「アプリ」の再掲	気軽にストレスチェックができるホーム ページ「アプリ」の普及を促進 し、若者が相談支援窓口の情報を得ら れるように取り組みます。	795	795	鉄道路線及び大型商業施設でのデジ タルサイネージ等でアプリ、学生ポタ ルサイトで周知を行った。	アクセス数	75,000件/年		40,805件	75,000件	54.4%	C	自殺者の減少に向けて、本アプリをより多く の方に利用してもらい、特に若年層の目 留まりやすい広告媒体を利用し、アプリの周知 を実施する必要があります。	学生等の若年層が利用する機会が多い鉄道 路線等、若者が利用しやすい場所を再検討 し、より多くの方に対してアプリの周知を実施 する。	がん・疾病対策課	
	240	「いのちのほっとライン@ かながわ」【再掲】	若年層を中心に幅広く利用されている LINEを活用し、電話にハードルを感じる 方に相談しやすい窓口を提供する。	54,914	52,587	令和5年4月1日から令和6年3月31日 までのうち、月～金及び日曜日(祝日・ 休日・12月29日から翌年1月3日までの 年末年始を除く)の17時から22時まで (相談受付時間は21時30分まで)実施 し、相談件数は7,791件となった。	関係機関にすぐ必要がある相談者の対応について、事業所と精神保健福祉センター等と意見交換を 行った。また、緊急案件の対応もスムーズに行うことができた。							相談内容に応じて関係機関につなぐことも必 要である。関係機関に説明を行う等、協力を 依頼していく必要がある。	相談体制について、曜日の変更や時間の延 長を行っている。 また、より専門性が高い相談については、 チャットボットを利用してスムーズに相談でき るようにしていく。	がん・疾病対策課	
	241	X(旧Twitter)等広告事 業【再掲】	x(旧Twitter)等上の投稿・検索結果にお いて、自殺願望等につながる表現が確 認された場合、広告を表示させ、県の相 談窓口へつなぐ取組みを行います。	8,173	8,624	x(旧Twitter)等上の投稿・検索結果に おいて、自殺願望等につながる表現が 確認された場合、広告を表示させ、県 の相談窓口へつなぐ取組みを行った。	広告のクリック数	45,000回/年		81,559回	45,000回	181.2%	A	自殺願望のある方への相談窓口を図ることが できた。	相談窓口につながる気持になるよう な、バナーのデザイン等検討していく。	がん・疾病対策課	
② 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進																	
	242	大学生向けゲートキー パー養成研修の実施【再 掲】	県内大学等との連携を強化し、大学生や 大学の教職員に対して、自分や友人、家 族等との不調に気づき、適切に対 応することができるようにゲートキー パー養成研修を実施します。			保健福祉大及び国際医療福祉大の2 校で実施した。専修大からの依頼は川 崎市にあるため、川崎市と連携した。	県内の大学に毎年2校以上に おいて、ゲートキーパー養成研 修を実施する。			0校	2校	2校	100.0%	A	関係大学をふやしていきたいが、2校分の予 算しかない。 大学生へのゲートキーパー養成研修として、 より効果的な内容にしていきたいことや、研修の実施 先の開拓が求められる。	昨年度同様、最低2校での開催を目指し調整 する。	精神保健福祉センター
③ ひきこもり対策の推進																	
	243	かながわ子ども若者総合 相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ど も、若者の悩みを聞き、必要に応じて適 切な支援機関を紹介しします。	54,072	49,326	・青少年センター内にて、「ひきこもり地 域支援センター」の一体運営である 「子ども・若者総合相談センター」にお いて、各専門分野(教育・警察・福祉・ 就労支援等)の相談員を配置し、月曜 日、年末年始を除く週6日の電話・来所 相談に対応した。また、LINE相談を委 託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども、若 者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適 切な支援機関の情報提供を行うほか支 援機関を紹介するなど他機関と連携し た相談業務を行った。	子ども・若者支援連携会議を 開催し、国・県・市町村並びに 関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団 体の職員を対象として、現代の 子ども・若者を取り巻く問題に 焦点をあてたセミナーの開催 により、情報を共有し、支援 の強化と連携の推進を図る。			1回	1回	1回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め、困難な相談事例 においては、精神科医師や臨床心理士等の 専門的な助言を要するほか、困難事例にお いては、市町村やNPO、関係機関と連携が引 き続き必要である。そのために、県子ども・若 者支援連携会議・ブック会議が重要な情報 交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討 が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LIN E相談を実施するとともに、自殺に関する相談 も含め困難を有する子ども、若者の相談にお いては、市町村やNPO、関係機関と連携し支 援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブ ック会議」を開催し、関係機関との情報共有 を図る。	青少年課 青少年センター
	244	神奈川県ひきこもり地域 支援センター事業【再掲】	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応 するため、電話または面接により相談支 援を行い、市町村や関係機関への連携 していきます。	54,072	49,326	・青少年センター内にて、「子ども・若 者総合相談センター」の一体運営である 「ひきこもり地域支援センター」にお いて、各専門分野(教育・警察・福祉・ 就労支援等)の相談員を配置し、月曜 日、年末年始を除く週6日の電話・来所 相談に対応した。また、LINE相談を委 託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその 家族に対して相談窓口等により支援す る中で、必要に応じて適切な支援機 関の情報提供を行うほか支援機関を紹 介するなど他機関と連携した相談業務 を行った。	ひきこもり支援市町村連携会 議を、指定都市のその30市町 村を対象に開催 4回/年			4回	4回	4回	100.0%	A	・自殺に関する相談も含め困難な相談事例 においては、精神科医師や弁護士などの専 門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係 機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LIN E相談を実施するとともに、年齢を問わずひ きこもりでお悩みの方や家族からの自殺に関 する相談にも対応、支援していく。市町村やNP O、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこ もり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村 等との連携体制の構築を図る。	青少年課 青少年センター
	245	ひきこもり支援における 新たな居場所づくりの検 討【再掲】	①ひきこもり当事者のための居場所を市 町村と連携して地域巡回型で実施し、ひ きこもり当事者の外出の機会を提供する とともに市町村にそのノウハウを提供す る。 ②「ひきこもりメタバース」社会参加支 援事業において、ひきこもり当事者が外 出せず気軽に参加できる居場所をメタ バース内に設置し、社会参加や就労に 繋がるコンテンツを開発する。	54,072	49,326	ひきこもり当事者のための居場所を地 域巡回型で実施し、ひきこもり当事者の 外出の機会を提供するとともに市町村 にそのノウハウを提供した。 合計20回開催 延べ154人参加	①ひきこもり当事者のための 居場所を市町村と連携して実 施する。			①20回	20回	20回	100.0%	A	市町村におけるひきこもり支援体制を構築す るため、ひきこもり当事者を支援するための ノウハウを提供する等、引き続き市町村への支 援が必要である。	ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回 型で実施し、市町村と連携しながらひきこも り支援に取り組んでいる。	青少年課 青少年センター
				11,000	10,969	9月9日にプレイベント、11月11日～12 月10日に第1回イベント、2月2日～2月29 日に第2回イベントを実施し、仕事や應 援に関するコンテンツを開発した。 ・全期間を通して1,418人の参加があり、 ひきこもり当事者14,425人(アンケート回 答結果から約30%がひきこもり当事者と 推定推計1,418人×30%)と、目標の90 人を上回った。	②ひきこもりメタバース社会 参加支援事業における会場へ の年間来場者数の30%			②90人	90人	425人	472.2%	A	令和5年度事業では、開催期間を定めて3回 のイベントを実施したが、各開催期間が短か った。また、ユーザー同士との交流がなかつた ため、安心して交流できる環境づくりが必要 である。	開催期間を6か月間に延長し、コンテンツを常 設することで参加者の増をはかる。また、ユー ザー同士の交流を主軸に置いた交流イベント を新たに実施し、イベントを楽しみながら交流 できる環境を整える。	

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱-中柱-項目	構成施策事業			事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方針性 (令和6年度分)	所管課		
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)			計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)	達成目安 (D)				進捗率or進 捗度	判定
	246	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。			保健福祉事務所・センターにおいて、電話や来所による相談支援や、訪問支援等を実施。また、関係機関との連携の強化を図った。 【相談件数】16,141件(延件数) 【訪問】1,683件(延件数)								相談内容として、子育て、介護、生活困窮等、分野を超えて顕在化している。精神保健福祉普及相談事業を活用し、重層的支援体制の構築に役立てている。	嘱託医相談では周知をはかっている。	引続き関係機関と連携を図っていく。	保健福祉事務所・センター
④ 若年無業者等職業支援																	
	247	かながわ若者就職支援センターでの支援	かながわ若者就職支援センターにおいて、国と連携し、キャリアカウンセリングや就職情報の提供等を実施し、若年者の就職活動を支援します。	164,275千円(の一部)	163,706千円(の一部)	かながわ若者就職支援センターでのキャリアカウンセリングや県域での地域出張相談のほか、電話やWEBによるキャリアカウンセリングやオンラインセミナー等を実施することにより、利用者の利便性に配慮した。「かながわ若者就職支援センター」でキャリアカウンセリングを利用した若者の就職等進路決定者は、令和5年度606人となった。	「かながわ若者就職新センター」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率		49.6%	55.0%	90.2%	B	支援対象である39歳以下の人口の減少が続いており、長期的にみて施設利用者数は減少傾向にあることに加え、若年者の労働環境が充ちり手市場であることや民間の人材紹介会社などによる就業支援の質の向上、認知度の高きなどから、若年者においては、行政機関の就業支援を受けずに就職活動を行う者も増えている。 利用者数増加のため、利用者のニーズにあった支援メニューの実施や、WEB広告等による施設の広報をより強化していく必要がある。	従来より実施している、キャリアカウンセリングや、応募書類の書き方、ビジネスマナー、面接対策などの就職活動に役立つグループワークを継続して開催し、その中で、利用者のニーズ把握と反映を迅速に行うことで、39歳までの若年者の就業を支援する。	雇用労政課		
	248	かながわ若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニートの若者の職業的自立に向けてそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。	14,592	14,590	各種プログラム等を実施することにより、就職等率が89.1%(進路決定者数254人(うち就職者数168人)/新規登録者数285人)となり、目標値の69.0%を達成した。	就職等率 69%		69.0%	40%	89.1%	69%	169.3%	A	就職率の基準となる就職者数(週20時間以上の就労)の増と合わせて、20時間未満の就労や職業訓練校への進学など、個々の利用者に合わせて進路決定者の増を図ることが主な課題となる。 合わせて、進捗で支援を必要とする多くの若者に地域若者サポートステーションを利用し、もらうこと(新規登録者数の増)も課題となっている。	地域若者サポートステーションの利用促進を図るため、ハローワークや市町村と連携し、支援プログラムの内容を含めて積極的に広報するとともに、若者の職業的な自立に向け、個々の利用者に合わせて支援プログラムを提供するなど、個別・継続的な支援を包括的に実施する。	青少年課
11 勤務問題による自殺対策を更に推進する																	
(1) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進																	
① 長時間労働の是正に向けた企業等への普及啓発等																	
	249	経済団体への要請の実施	長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請します。	0	0	働き方改革の実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請した。	毎年度1回国と連携して労働環境の改善等について協力要請する。		0	毎年度1回	1回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等の要請を実施していく。	雇用労政課	
	250	セミナー、講演会等の開催	働き方改革を促進するためには、企業が職場環境の整備に自主的に取り組むことが重要である。多くの企業にワーク・ライフ・バランスの重要性を理解していただくため、ワーク・ライフ・バランスのセミナー等を実施します。	12,759千円の一部	12,755千円の一部	企業の経営者や人事担当者向けにテレワークのセミナーをオンラインで実施し、働き方改革についての理解と意識改革を図った。また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、進捗の開催や中小企業への訪問事業を行った。	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等への参加者数		123人	150人	82.0%	B	開催方法等を考慮しながら、事業を実施していく必要がある。	引き続き、セミナー等を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図る。 また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行う。	雇用労政課		
	251	労働相談の実施	過重労働の解消をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応します。また、過重労働の解消に係る強化期間を設け、セミナーや街頭労働相談等を集中的に実施します。	11,895千円の一部	11,668千円の一部	過重労働の解消をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応した。	かながわ労働センター本所及び各支所において、一般労働相談(週5回)を実施する。 本所において、日曜労働相談を実施する。 本所において、夜間労働相談(週1回)を実施する。		0	週5回 週1回 週1回	週5回 週1回 週1回	100.0% 100.0% 100.0%	A A A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、過重労働の解消をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応する。	雇用労政課	
	252	違法な時間外労働が認められる企業情報の提供	県に寄せられる労働相談のうち、違法な時間外労働が認められる企業の情報を、指導監督権限を有する神奈川労働局へ提供します。	0	0	提供事例なし								A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、情報があつた場合には実施する。	雇用労政課
(2) 職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント対策の推進																	
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進																	
	253	メンタルヘルス講演会の開催【再掲】	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	1,310千円の一部	1,293千円の一部	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催した。	メンタルヘルス講演会開催		0	年1回	1回	100.0%	A	特になし	引き続き、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、講演会を開催する。	雇用労政課	
	254	職場のハラスメント対策等【再掲】	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	1,310千円の一部	1,293千円の一部	職場におけるハラスメント対策として、12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施したほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。	中小企業労働改善訪問 370件/年 中小企業労務管理セミナー 6回/年		0	394件 7回	370件 6回	106.5% 116.7%	A A	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する必要があります。	引き続き、職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行う。	雇用労政課	

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

大柱・中柱・項目	構成施策事業		事業費		実績	項目	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課									
	番号	施策名	内容	予算額 (千円)			決算額 (千円)	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定						
2	② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進																						
	255	職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。			【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催履歴の取りまとめを行った。  【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。合計:9回 計287人参加										【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。  【保健福祉事務所】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター				
	256	働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	1,310千円の一部	1,293千円の一部		かながわ労働センターにおいて毎月4回実施する	○	4回/月開催		4月4回	4月4回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労政課						
③ 労働環境の改善に向けた広報活動の推進																							
① 労働者の心身の健康を守るための制度や施策等の知識の普及と啓発																							
257	啓発資料の作成、配布等	メンタルヘルス対策をはじめとして労働者の心身の健康を守るための法制度やルール、施策等について、使用者・労働者等に普及啓発するため、資料の作成や配布を行います。	0	0		メンタルヘルス講演会を実施したほか、に掲載するなどの普及啓発を行った。										労働環境の改善の推進に一定の成果をあげた。	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	普及啓発のため、必要に応じて、資料の作成、配布を行っていく。	雇用労政課				
12 女性の自殺対策を更に推進する																							
(1) 妊産婦への支援の充実																							
① 妊産婦に対する相談支援体制																							
258	市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援【再掲】	県では、市町村が実施する妊産婦からの切れ目ない支援体制の整備に向け、情報共有のための連絡調整会議、保健師等の研修会、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	4,469	5,324		・妊産婦からの児童虐待予防事業を推進するための連絡調整会議や連絡会を実施(8保健福祉事務所・センター) ・妊娠・出産・育児等に関する保健師等専門職への研修会の実施(計21回、延べ572人) ・産後ケア事業等実施状況の調査及び情報提供										・妊産婦からの児童虐待予防事業に関する連絡調整会議については、各所の進捗状況に差があるが、すべての県城市町村で実施され取組が共有された。 ・産後ケア事業の実施状況については、各自自治体へ調査を実施し、内容が共有された。 ・産後ケア事業については、令和5年度に全自治体で実施された。	・産後うつ等の予防を図るため、適切な時期に、ニーズに合わせた支援が実施できるよう、支援体制の整備が必要。	・産後うつ等のハイリスク者に適切な時期に支援が図れるよう、市町村との連絡調整会議や研修で児童虐待予防事業の充実を図る。 ・産後ケア事業推進のため、実施した調査結果から研修会の充実を図るとともに、事業の拡充に向けた調査を継続して行う。	健康増進課				
259	こころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容を精査し、うつ病対応研修の充実を取り組みます。	1,278	1,123		当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。										かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計 1,350人(政令市含む)	うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初を受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	引き続き、4県市協議事業として進めていく	精神保健福祉センター				
(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援																							
① 女性に対する相談支援																							
260	女性電話相談室	日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合えるを得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行います。	5,990	5,895		相談件数1,353件 人間関係や本人または家族の病気など、女性からの様々な問題を受け付けた。相談者の気持ちを受け止めながら、課題の整理や軽減を図った。必要に応じて各専門窓口の情報提供を行い、適切な支援に繋げた。										女性からの様々な相談を受け付けることで、誰でも相談しやすい電話相談窓口として、一定の成果をあげることができた。	悩みを抱えている女性自身やその家族等、誰でも相談しやすい相談窓口として新規相談者を増やしていく必要がある。	引き続き、日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合えるを得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行う。	女性相談所				
261	女性に対する自殺対策に関する相談窓口の周知【再掲】	定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことで、顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師・美容師と連携し、相談窓口を案内するリーフレットを配布する取組みを実施します。				県美容業生活衛生同業組合、県利用生活衛生同業組合に相談窓口のカードを配布する	○	配布部数: 135,000部/年(2組合合計)	—	125560部	135,000部	93.0%	B	両組合の協力が不可欠である。	両組合に引き続き協力を依頼していく。	がん・疾病対策課							
② 女性労働者に対する支援																							
262	女性のためのキャリアカウンセリング	かながわ女性キャリアカウンセリング相談室において、国と連携し、女性カウンセラーによるキャリアカウンセリングを実施し、女性の就職活動を支援します。	16,463	16,453		マザーズハローワーク横浜内に設置した「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でのキャリアカウンセリングやマザーズハローワークで把握される女性の就業に関する課題等を反映し、女性の活躍推進に資する内容のセミナーを開催した。 「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定者は、令和5年度は47人となった。										「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率は、令和5年度は20.0%以上	就職等進路決定率 20.0%以上	女性の就業率・就業者数ともに増加傾向にあるものの、本県の完全失業率は全国より高くなっていることが課題である。	本事業を広く周知するとともに、引き続き国との連携を図りつつ、就労に関する不安を解消し、相談者に寄り添ったカウンセリングを実施することにより、育児等を理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性の就業を支援する。	雇用労政課			
263	女性のための労働相談	働く女性からの職場における様々なトラブルや疑問、不安に対応するため女性職員及び女性弁護士による「女性のための労働相談」を実施します。	11,895千円の一部	11,668千円の一部		女性職員や女性弁護士による労働相談をマザーズハローワーク横浜内、マザーズハローワーク相模原内で実施しました。										マザーズハローワーク横浜において毎週金曜日、マザーズハローワーク相模原において毎月第3水曜日に実施する。横浜での専ら金曜日および相模原での第3水曜日の相談は女性弁護士が対応、その他は女性職員が対応	横浜会場 1回/週 相模原会場 1回/月	週1回 1回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要があります。	引き続き、女性職員や女性弁護士による労働相談をマザーズハローワーク横浜内、マザーズハローワーク相模原内で実施します。	雇用労政課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和5年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。  
 A=100%  
 B=70%以上100%未満  
 C=50%以上70%未満  
 D=20%以上50%未満  
 E=20%未満

大柱-中柱-項目	番号	構成施策事業		事業費		実績	進捗状況					課題	次年度の方向性 (令和6年度分)	所管課	
		施策名	内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R05 (C)				達成目安 (D)
(3) 困難な問題を抱える女性への支援															
① 配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力被害者への支援															
	264	配偶者等暴力相談【再掲】	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。			配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。						配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、女性相談員によるDV相談を実施し、暴力被害者等への適切な支援が図られた。	相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要がある。	県公報媒体やインターネットの活用等により、意識啓発や相談窓口の周知強化を図る。	共生推進本部室
	265	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」【再掲】	「かならいん」では、性別を問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方からの相談を受けています。また、必要に応じて医療機関受診やカウンセリング、法律相談等の支援を行います。	63,776 (069 男性及 069 女性含む)	55,838 (069 男性及 069 女性含む)	相談受付:24時間365日 電話相談件数:2,544件 直接支援実績:205回						24時間365日対応の専用電話相談を運営することにより、性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談できる体制を継続するとともに、医療機関の受診、カウンセリング、法律相談など適切な支援を実施した。	—	引き続き、支援の充実に努める。	くらし安全交通課